

## 第207回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和3年3月26日（金）午後1時～4時53分
- ・開催場所：県庁議会増築棟4階 404、405号会議室
- ・出席委員：石川利江委員、大上俊之委員、久米えみ委員、関美佐子委員、高瀬達夫委員、中澤朋代委員（web）、羽鳥栄子委員、藤井さやか委員、丸田由香里委員、共田武史委員、小泉栄正委員、幸田 淳委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 野中泰史）
- ・欠席委員：武者忠彦委員、唐木一直委員、土井弘次委員

### 1 開 会

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第207回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の小口秀昭と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、本日の審議会開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部委員の皆様にはweb会議形式にてご出席いただいております。前方のスクリーンにweb会議の映像を映しておりますので、よろしくお願いたします。また、適宜、窓を開け換気を行いますのでご了承ください。

次に、委員の出席状況についてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は、11名でございます。委員総数15名の半数以上でございますので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。また、武者忠彦委員、唐木一直委員、土井弘次委員からは欠席の旨、あらかじめご連絡いただいております。

なお、冒頭ご説明しましたとおり、中澤朋代委員には、web会議でご出席いただいております。映像と音声の確認を兼ねて、マイクをオンにいただき、一言いただけますでしょうか。

（中澤委員）

松本大学の中澤と申します。よろしくお願いたします。

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

ありがとうございました。音声聞き取りづらいなど審議に支障があれば、その旨ご発言ください。

次に、代理出席の方についてご報告申し上げます。農林水産省関東農政局長幸田淳様の代理で、農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐、野中泰史様でございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は、5種

類でございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1冊、調査審議の議案冊子が1冊、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画（案）」が1冊、の5種類でございます。

なお、大変申し訳ございませんが、議案概要、法定審議の議案冊子91ページ、調査審議資料集の7ページから11ページに訂正がございます。皆様のお手元に訂正後のページをお配りしておりますので、こちらをご覧ください。また、本日お配りしました資料として、「当日配布資料」が1部、「環境影響評価準備書のあらまし」が1部ございます。

資料の確認につきましては、以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆様が発言を希望される際は、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通してご発言くださるようお願いいたします。web出席の委員の皆様が発言を希望される際は、マイクをオンにしてご発言ください。ご発言が終わりましたら、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、法定審議案件4件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、大上会長に議長をお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

(大上議長)

大上でございます。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をいただきまして、審議を慎重かつ効率的に進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員を議長として指名いたします。羽鳥栄子委員及び藤井さやか委員をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

### (2) 事務報告

(大上議長)

それでは早速ですが、事務報告を求めたいと思っております。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 若林都市計画係主任)

事務報告をさせていただきます。私は、都市・まちづくり課の若林巧と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら、受付にて住所・氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いいたしますので、よろしくお

願いたいします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴者を報道機関関係者のみとさせていただきますので、ご承知おきください。以上で事務報告を終わります。

(大上議長)

ただいまの事務報告に対して、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですね。

### (3) 議案審議

#### **議第1号 塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について**

#### **議第2号 塩尻都市計画区域区分の変更について**

(大上議長)

それでは、これより議案審議に入ります。本日の審議案件は4件となります。

長野県から付議のありました議第1号「塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と議第2号「塩尻都市計画区域区分の変更について」、これら2つについては関連がありますので、一括して説明をお願いしたいと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の竹内浩平でございます。スクリーンを使って説明をさせていただきますけれども、お手元に同じものを資料として配付してありますので、見やすいほうをご覧くださいと思います。それでは、着座にて失礼いたします。

第1号議案、第2号議案は関連するため、併せて説明をさせていただきます。お手元の資料の方では47ページとなります。ご確認の方、願いたいします。

まず、これまでの説明経過についてまとめております。見直し方針や計画概要、フレームの算定の考え方、候補地の選定などにつきまして、昨年度から4回にわたりまして各段階ごとにご説明をさせていただき、ご意見を頂戴してまいりました。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に規定され、都市の発展動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して都市の将来像を明確にするとともに、都市計画区域における区域区分をはじめ、都市計画の基本的な方針を定めたもので、作成主体は県になります。計画期間は20年でありまして、20年後の都市の姿を展望した上で10年以内の整備するものを目標として示すものであります。記載すべき事項は、区域区分の決定の有無及びその方針、その他に、都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備等の主要な都市計画の決定方針を努めて定めることとしております。

区域区分を定める場合、区域区分の方針として、おおむねの人口、2つ目として産業の規模を定めることとなり、おおむね10年後の将来予測を行ったうえで、人口及び産業の動向、都市的土地利用の需要見通しなどを総合的に勘案して定めます。今回の見直しは基準年を平成27年として、10年後の令和7年の人口、産業規模を想定しております。

将来人口予測及び産業規模の需要予測は、前回の本審議会においてご説明をさせていただ

きましたが、塩尻のほか、各都市のフレームは記載のとおりとなります。塩尻につきましては、住居系土地利用のフレーム、人口フレームが700人、工業系土地利用のフレームとして工業フレームが939億円となります。既に関係機関との調整は終えており、説明については割愛をさせていただきます。

続きまして、変更理由についてご説明いたします。現在の区域マスタープランは平成16年5月に都市計画決定を行い、平成24年の第1回見直し後、約8年が経過しております。そのような中、SDGsや市町村合併の進展、人口減少、東日本大震災の発生など社会情勢の変化を踏まえて、平成31年3月に上位計画になります「長野県都市計画ビジョン」を改定いたしました。今回のマスタープランの見直しは、この上位計画の改定に即し、また、直近の都市計画基礎調査の結果等に基づきまして、人口、産業の現状や将来を見据えて、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、都市が抱える課題への対応や今後あるべき都市の実現に向けて、整備、開発及び保全を図るため、変更を行うものです。

見直しにあたりまして配慮した内容としましては、「世界共通の目標であるSDGsの推進」、「本格的な少子高齢化・人口減少、環境問題などへの対応」、「気候変動による頻発・激甚化する自然災害への対応」、「低炭素な環境へ配慮した持続可能なまちづくりの推進」、これら4つにつきまして、見直しにあたりまして配慮をいたしました。特に長野県では、一昨年の東日本台風による大規模な浸水被害や、全国に先駆けて宣言した気候非常事態宣言をうけて、災害に対しての安全・安心な都市づくりや集約型都市構造への転換が急務となっております。こうした社会的な背景を受けまして、今回、現行の区域マスの見直しを行います。

具体的には、右側の囲みになりますけれども、①少子高齢化や環境問題等への社会的課題へ対応するため、コンパクトで魅力的なまちづくりを推進するため、集約型都市構造への転換、立地適正化計画制度活用による持続可能なまちづくりという内容を加えております。

東日本大震災や台風19号を教訓とした安全なまちづくりを推進するために、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域は市街化区域編入を行わない、保安林・治山治水対策を講ずる区域の保全、調整区域における災害発生の恐れが高い区域は保全すべき区域とする、という内容を追加しています。昨今、自然災害が頻発する中で、災害リスクが高い区域は市街化区域編入しないということで、今回の大きな変更点であると考えております。

低炭素な環境へ配慮した持続可能なまちづくりを推進するため、低炭素なまちづくり、公共交通機関の利用促進による環境負荷低減、梯子型道路網による交通利便性の向上、緑豊かな市街地環境の創出、ごみの排出抑制・分別収集・資源化再利用等の推進について記載しております。都市緑化やウォークアブルな空間の整備に繋げ、まちなかの魅力を高めることにより、コンパクトで質の高い都市づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、お手元資料61ページになります。時間の関係もございますので、ここからはお手元に配布してございます概要版と新旧対照表、こちらを用いまして、主な変更点のみを中心に説明をさせていただきます。まず概要版の左下になります。目標年次、平成27年を基準年といたしまして、将来的な都市計画の基本的な方向を20年後の令和17年、市街地や施設の整備目標を10年後の令和7年といたします。目標人口、工業フレームにつきましては、都市計画区域人口は平成27年から令和7年の10年間に5万6,500人から5万6,900人に400人ほ

ど増加をいたします。市街化区域内では3万8,900人から3万9,200人へと300人ほど増加するとの推計をしております。また、工業系の基本となります工業出荷額は、増加するものと推計しております。その上で、市街化区域のおおむねの規模は、基準年の平成27年967haに対しまして目標年の令和7年では13ha増の980haとしています。

右下の区域区分の方針です。本区域は、依然、市街地の拡大需要があり、現在の区域区分の設定により無秩序な開発を抑制しており、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であることから、区域区分を定める、としております。

お手元資料62ページをご覧ください。概要版2枚目になります。主要な都市計画の決定方針については、後ほど説明します区域区分の変更箇所である野村桔梗ヶ原地区について、市街地開発事業ということで記載をしています。

ここからは新旧対照表を使いましてご説明をさせていただきます。お手元資料では64ページをご覧くださいと思います。2ページ目の②工業系ゾーンにつきまして、区域区分決定以前より市中心部から国道19号沿いにかけて製造業が発展し、その後内陸では唯一の新産業都市の指定を受け積極的に工業誘致を進めてきており、それら塩尻の特性を踏まえた土地利用に配慮し整備を推進いたします。

資料67ページ、5ページ目の中心市街地の活性化の部分になります。ここにつきまして、少子高齢化を踏まえ、今後拡充すべき都市機能や子育て世代・高齢者などの多様な世代の居住を誘導するとともに、スポンジ化に対応するため、空き家、空き店舗などの既存ストックの有効活用を図る、としております。

続いて68ページ、計画的な土地利用の推進についてです。隣接する松本都市計画区域との広域的な課題の調整を図り、適切に開発をコントロールすること、また、市街化調整区域についても既存集落など一定のコミュニティの形成が維持されるよう、地区計画等を効果的に活用し、地域の実情に応じたまちづくりを展開する、としております。また、併せまして開発許可の運用の見直し等を行った上で、市街化調整区域における土地利用規制を適切に実施してまいります。以上、主な変更点についてご説明させていただきました。

続きまして議第2号、塩尻都市計画区域区分の変更について説明をさせていただきます。今回変更となる都市計画区域マスタープランに基づき、基準年を平成27年、目標年を10年後の令和7年としております。市街化の動向や将来人口、産業の発展動向を勘案し、計画的な市街地整備が図れる区域について、区域区分の見直しを行います。今回、工業系の土地利用として新たな区域を市街化編入いたしますが、現在、塩尻において市街化区域に占める工業系土地利用の割合は約34%となっておりまして、他の都市と比べて非常に高い割合で、塩尻の特徴的なものとなっております。このことについて、今後土地利用を考える上で都市形成の成り立ちを踏まえる必要があります、その変遷について説明させていただきます。

お手元資料の53ページをご覧くださいと思います。1910年、明治43年になりますが、その当時の地形図でございます。地形図を見ると塩尻駅周辺には市街地がほとんどなく、塩尻駅が位置する場所に建物等はありません。赤い点線の中山道に沿った、塩尻町、塩尻宿があった場所ですが、街の中心であったことがわかります。

こちらが1975年、昭和50年の地形図になります。当初線引きが昭和46年でありますので、線引き後間もなくの地形図となります。かつての中心だった塩尻町と比べて、塩尻駅の前で

ある大門の市街化が進展しているということになります。市役所や電報・電話局、警察署、消防署などの公共施設が立地しています。国道19号が新たに建設されて、桔梗ヶ原地区を貫通して木曾方面へ続いております。塩尻市は、交通や物流が近世の宿駅制から鉄道に移行し、水道などのインフラが整備されるようになると、塩尻町に集中していた行政、商業機能が徐々に塩尻駅周辺に移っていき、北へ拡大してきました。

こちらが区域区分の変遷図になります。塩尻の中心市街地は南側であります。その後、人口増や産業の発展に伴いまして、青い用途地域である工業用地を北側に確保し、企業を誘致して拡大してきたのがわかります。昭和39年、松本・諏訪地区新産業都市の指定を契機に、長野県内陸部特有の精密機械・電気等を中心に発展し、交通の利便性を活かして農業中心都市から工業都市へと変遷しております。工業の周りには一定規模の住居地域があり、住工を明確に分けてゾーニングが行われ、計画的に市街地の拡大を行ってきたことから、農業との調和のとれた都市構造となっております。今後も見込まれる拡大需要の受け皿としましては、これらを踏まえた上で、計画的な土地利用を行っていきたくと考えております。

それでは、今回の具体的な変更箇所についてご説明をいたします。市街化区域、市街化調整区域の区分ですが、総括図の赤く色付けている部分が野村桔梗ヶ原地区であります。以前審議会の中で候補地の選定の際に詳細を説明いたしましたが、ここを今回具体的に市街化区域に編入するという内容です。野村桔梗ヶ原地区は、長野自動車道塩尻北ICから約3.3km、塩尻ICからも約3.3kmの距離に位置しておりまして、交通の利便性の高い場所となっております。隣接する市街化区域と一体となった工業系用途の必要な地区でございまして、進出企業も決まり地権者の同意も得られている状況であります。

こちらからは計画書の新旧対照表となります。おおむねの人口、つまり人口フレームを記載し、工業については先ほど説明した区域マスタープランでおおむねの規模である出荷額を示しております。今回工業フレームを使って市街化区域編入をするわけですけれども、このフレームにつきましては、以前から説明している規模の算定について改めてご説明させていただきます。

工業等の用地需要予測については、それぞれの都市計画区域で工業統計による製造品出荷額の数値を用いて回帰分析を行い、令和7年度の製造品出荷額を推計いたしました。出荷額の増加分としては、939億円が見込まれ、面積に換算いたしますと50.7haの拡大需要となります。このうち、今回は野村桔梗ヶ原地区、12.7haを市街化編入することとし、農政協議が整っている状況でございます。なお、マスタープランの説明におきまして、人口フレームが700人、工業フレームが939億円と申し上げましたけれども、集約型の都市構造が必要だと考えており、一律郊外に広げるということではなく、集約型の都市構造を前提として市街化編入を考えていきたいというふうに考えております。

野村桔梗ヶ原地区につきまして、各上位計画で位置付けがなされており、今回区域マスタープランを変更する中においても、既存の工業団地に近接し、交通アクセスの良好な地域は周辺の自然環境等に配慮しながら新たな工業地として配置するという記載をしており、この方針にも合致するものだと考えております。

続いて航空写真になりますが、こちらは現況の航空写真です。東側には田川が流れ、国道19号へ200mほどの位置にあります。区域内は農地として土地利用が現在されている状況で

す。以前の審議会におきまして、区域北側の林地や隣接する区域が市街化区域に編入されることについて影響はないのか、というご質問を頂戴しています。ここにつきましては、立地予定企業は製造業、また運送業であり、この段丘林の保全に影響がある企業でないこと、また、この段丘林自体が、北側にあります市街地の防風林の役目を果たしておりまして、古くから都市的土地利用の居住地と一体となった林地として保全がされてきた場所であります。野村桔梗ヶ原地区の編入後も都市内の緑地として保全してまいりたいと考えております。また、この区域へアクセスする国道19号九里巾交差点と19号の4車線化の事業が行われています。こちらは現在事業に着手しており、区画整理事業と同時期に整備することで一層の道路環境整備が期待されております。

こちらは、区域内の都市計画道路の位置を赤線で示したものです。区域内に幅員12mの高原通線と幅員14mの広丘東通線を整備し、流通系の企業にも十分対応しうる環境が整備される予定です。開発の確実性という観点では、今回の野村桔梗ヶ原地区はアクセス性に優れ、流通を中心とした工業系土地利用に適していると判断しております。また、地権者の同意も得られていることから、優先的に市街化編入してまいりたいと考えております。

市街化区域編入に伴い、塩尻市決定である用途地域の変更、地区計画の決定を同時に行う予定です。用途地域は工業地域を指定し、先ほど申し上げたとおり、北側にあります角前工業団地とは、整備中の都市計画道路を経由し段丘林を挟んで一体の工業団地となる予定です。

こちらは参考図であります。土地区画整理事業の概要です。工業用地を8.8ha、従前から居住している方々の住宅用地をできるだけ移転が少なくなるように配置し、1.7ha整備いたします。

地区計画につきまして、工業系区域において事業所用地として有効な土地利用を図るため、適正な敷地規模による開発を誘導するため、住宅の立地、その他工業系以外の用途を制限しております。また住居系ゾーンと隣接する部分には2mの緩衝帯を設けることとしております。住居系区域については、用途の混在、低層・中層建築物等の混在を防止し、良好な市街地環境を形成、保持するため規制誘導するために、壁面後退や高さ制限、最低敷地制限等を設けてまいります。

次に、都市計画策定の経緯についてご説明いたします。本年11月1日に公聴会を予定しておりましたが、公述の申し出がなかったため、中止をしております。その後、関東地方整備局へ事前協議を行い、国の関係省庁へも意見を照会していただきましたけれども、令和2年12月28日に異存のない旨の回答をいただいております。また、塩尻市に意見聴取を行いましたが、こちらも異存なく、付議のとおり決定されるのが適当ということで意見をいただいております。都市計画案の縦覧を令和3年1月14日から1月29日まで行いましたが、縦覧者は0名で意見書の提出はございませんでした。なお、塩尻市決定の用途地域、地区計画等の都市計画決定についても今回の議第1号、2号と同様に公聴会、縦覧を行いました。公述の申出や意見書はございませんでした。

最後になりますが、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日の本審議会を経て、その後国土交通省と本協議を行いまして、年度明けの4月から5月の間に決定告示をしてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

(大上議長)

ありがとうございました。ただいま、議案第1号と第2号について説明がありました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

高瀬委員、お願いいたします。

(高瀬委員)

高瀬でございます。一つ教えていただきたいのが、35ページのところの緑地の確保目標水準が、従前と比べて、もう一つ先で、都市公園の施設として整備する緑地の目標水準の数値が下がっているのはなぜなんですか。人口が減るということですか。

(大上議長)

お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

お手元の資料でいきますと、新旧対照表の35ページの都市公園緑地等の施設として整備する緑地の目標水準の数値のご質問をいただきました。平成27年に1人当たり34.1㎡が、令和7年で1人当たり33.0㎡となっているということで、これにつきましては、目標年の令和7年の人口が増えていることによりまして、面積の数字が変わっているということでございます。

(高瀬委員)

そうすると、別にaの目標水準で全て決まるわけですね。この都市計画区域に対する割合、約80%というのが多分元になっていて、そうすると7,800ha、これがメインで、結局前回の人口で割り算すると34.1で、今回だと33になるというだけの話なんです。そうすると、この目標って何か意味があるんですか。そもそも、例えばこういう目標水準というのは、実際、本当に1人当たりどれぐらいっていうのが、全国的な基準がもしあるならば、それを目標にするなら分かるんですけど。今のお話ですと、このaの都市計画区域に対する割合80%というような目標を立てているというだけで済んでしまう気がするんですけども、その辺りは。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

ご指摘いただいている内容、おっしゃるとおりかなというところはあるんですが。約8割ということで目標を掲げた上で、現在の塩尻市の策定しております緑の基本計画とも整合を取りながら、具体的にこの整備の期間中における整備箇所というのは、今現在予定をしてないわけですけども、目標が約80%というところは大きな基本的な考え方として持ちつつ、今回の中では数字で換算するとこういう結果になったというような形です。

(高瀬委員)

そうしますと、ここの指標というのは将来人口が当たっているか外れているか、外れていた場合に、多く外れているのか少なくなっているのかだけに依存されるわけですよね。だから80%をクリアしたからといって、下をクリアできなくなる可能性も。もちろん、想定以上に人口が増えてしまったらクリアできないわけですよね。そういった矛盾は考えておられないのでしょうか。ここが人口で決まってしまう話なので。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

そうですね。人口で決まってしまうということで、それが、人口がまた減ったり増えたりということによって目標値が動くということは、今のところ想定をしていません。

(高瀬委員)

目標値が動くんじゃないなくて、目標が達成できる、できないが変わってきちゃうということですね。多分お答えできないでしょうから、はい、いいです。

もう一つなんですけれども、この人口フレームのところで、これだけ枠が空いているからということで、今後もしかしたら区域変更していく可能性が出てくるのかもしれないけれども。そもそもこの都市の方向性を考えたときに、中心集約的都市づくりということを言われていましたけれども。それと反面、農村集落部を維持するみたいなことも書かれていましたよね。これ、矛盾していませんか。というのも、このフレームを、その人口に合わせてフレームを組んでいって、もしそれを広げていくと。そうすると、そこにもし人が増えてくれば、また新たにフレームが大きくなるはずなんですね、人口密度が。今のこの人口密度の数字に合わせて、あと何人空いているっていうことが出てくるので、もしその人口密度が増えてくれば、また増えてくるんじゃないなくて、新しく、例えば区域をつくった区域のところ誘導したという場合に、そこに人が住み始めたらまた人口密度が増えてきちゃう、全体としてはね。ということになると、またフレームが増えるということで。結局は、目標としているのが集約的というのがあるならばいいんですけれども、そうすると、もう一つの農山村という部分は、そこからどんどん、移行する可能性がどんどん出てくるんですよね。それ、維持するというのは、どういうところをもってして維持するという考え方になっているのか、ちょっと矛盾しているんじゃないかと思えますけれども。

(大上議長)

どうぞ、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

まず、人口の状況につきましては、先ほどの人口の11ページのところに推計値がありますけれども。都市計画区域内の人口でも、その市街化区域と市街化調整区域のところで、やはり人口の増減率というのは違っておまして、市街化区域内については伸びていくということで、一方調整区域では、今、100人増となっておりますけれども、さらにその先を見ますと、調整区域は減少傾向になっていくというふうに考えております。それで、先ほど周辺の農村集落のコミュニティ維持というふうにご説明をした部分につきましては、市街化区域内

につきましては、人口は今後しばらく増加傾向が見込まれるものの、やはり調整区域については人が減っていくという中で、調整区域内にも既存の集落がいくつかあります。そういったところは、やはり調整区域での集落として、今後もコミュニティが維持されるようにしていかなければならないという中で、地区計画等の制度を活用しながら、コミュニティを維持できるような程度の都市計画については行っていくということで考えております。

それから、拡大と集約ということの考え方につきましては、今回、工業系ということである区域が拡大していくということになります。住居系につきましては、今現在、塩尻市のほうでも立地適正化計画という計画を策定しておりますけれども、そちらでも考え方は同じになるわけですが、やはり公共交通機関、アクセスの利便性のよいところへなるべく都市の機能を集約しながら、それで、その周りのより近いところへ居住地域を集約していくというのが基本的な考え方でございます。基本的にはそういった形で、居住地域をなるべく利便性の高い場所へ集約していくと。ただし、工業系等の産業等につきましては、交通利便性とかそういうことで、需要がある部分については、適切な場所へ配置をしていくという考えで、今回の塩尻区域については拡大を考えております。

(高瀬委員)

今回、工業区域なのでいいんですけども、ここに出てきていて、32ページが農山村集落コミュニティの維持・保全となっている割には、その人口フレームのところでもまだ700人余っていると。だから、居住区域をまだ開発できるぞという考え方との、やっぱりここは、何か整合性がちょっと取れない。今のその公共交通、別に関係ないと思いますけど。そこは、多分昔のコンパクトシティという考え方だったら、そのフレームでいいんでしょうけれども。今後多分、立適のところだと、コンパクト・アンド・ネットワークという形になると思うので、そうすると、多分、少しおかしな話ですよ。もともとが、この人口フレームの考え方を出した頃は、多分、コンパクトシティの話だったんでしょうけれども。その後、コンパクトシティがコンパクト・アンド・ネットワークに転換したのに、こちらはそのまま残っているので、この辺の矛盾というのは、少し今後考えられたらよろしいんじゃないかという疑問だけです。特にお答えはおりません。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

これから人口減少とか、あるいはコンパクトという考え方の中で、人口フレームの考え方がどうかというお話、以前審議会のほうでもそういったご意見等いただいたと思います。今現在、線引きの見直しについては、国が定めております人口フレーム方式を用いて行っているわけですが、高瀬委員ご指摘のとおり、今後、人口が大きく、人口のトレンドが変わっていく中では、やはりこのフレーム方式というものが、問題があるということは認識をしております。今後、またさらに研究をしていく必要があるかなというふうに考えております。すみません、問題があるというのは訂正をいたします。課題があるというふうに認識をしております。さらに研究をしてまいりたいと考えております。

(大上議長)

高瀬委員、よろしいですか。そのほかございましたら、お願いいたします。はい、お願いいたします。

(関委員)

関です。お願いします。細かな点ですけど、2点ほどお願いします。10ページ、前のほうになりますけど、これは県のほうだと思えますが。区域区分を定めるところで、判定結果、これで、塩尻市さんの場合、17%と都市の成長性が高いとあります。県の平均、ちなみに何%ぐらいでしょうか。上段のほうです、10ページの。県下同一基準での判断結果。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

申し訳ございません、手元にデータがなくて、ちょっとお時間をいただければありがたいんですが。平均値ですね。

(関委員)

そうですね、参考までをお願いします。ではもう1点もよろしいでしょうか。これ、塩尻市さんのほうにお伺いしたいと思えますけど、16ページの計画的な土地利用の推進になります。ここのところの「隣接する松本都市計画区域とは、現況及び・・・」とここにありますが、課題に対して検討すると。今、行政区を越えたまちづくりとしまして、相互に必要な機能を担保し合うというようなまちづくりがあると思えますけど。これ、具体的に何かこの辺、課題があるんでしょうか。

(大上議長)

塩尻市さん、お願いいたします。

(塩尻市 都市計画課 曾根原都市計画課長)

塩尻市都市計画課長の曾根原と申します。今のお話ですけれども、松本都市計画区域との関係につきましては、塩尻の広丘吉田地区が、先ほどの塩尻の都市計画の図面が。すみません、26ページをお願いします。ちょうど塩尻北ICの付近のすぐ上が松本地籍になりまして、ちょうどこの北インター地籍が塩尻市の吉田地区という、かなり人口が集中しているところでございます。実は、ここに住んでいる方たちが、この松本市にある村井駅という駅を利用しておりまして、生活圏が隣接する松本市へ広がっているというところがありますので、交通を含めた中で、松本市の都市計画とは、一応、整合を図っていくということで、このような記載となっております。

(関委員)

ありがとうございます。北インター近くと申しますと、交通網が結構整備されていて、産業用地としてこれから広がっていく可能性もありますよね。はい、分かりました。ありがとうございます。

(大上議長)

ありがとうございました。そのほかございましたらお願いいたします。はい、藤井委員、お願いいたします。

(藤井委員)

藤井です。私のほうからは、方針の変更のほうに関して、少し1点だけお伺いしたいと思います。先ほども少し話題に出ていた計画的な土地利用の推進のところ、大幅に加筆されるという変更についてなんですけれども。この区域マスタープランの見直し方針の、先ほど見せていただいたスライドの8枚目のところを方針として3つ掲げられていて、その中で、コンパクトなまちづくりの推進ですとか、災害への対応とか、低炭素への対応ということが書いてあって、おそらく今回の見直しの中で、この計画的な土地利用の推進のページというのは、かなり書き加えられているところかと理解していますが。その内容を拝見していて、これまでちょっと手薄だった調整区域の状況を、どういうふうな計画的な土地利用の目で見ていくかというところを、かなり考えて加筆されたのだらうというふうに拝見していて思ったのですが。

その記述の中で、4段落目になるところの市街化調整区域の建築物の形態制限のところ、「良好な生活環境の確保を図るため、中高層階の住宅地に準じた制限値とする」という記述になっていて、ちょっとここが、これまでの古い都市計画の考え方ですと、調整区域を一律緩めの住居地域の規制値にしてしまうというのが多かったんですけれども。これまでの背景の部分ですとか最近の動向ですとか、人口減少の中で、中高層の住宅地ほど緩いような規制値を想定する方向で本当にいいのかな、というのが拝見していてちょっと感じるところです。

調整区域のほうにたくさん既存の集落があって、もともとそこから成り立ってきた町だという、塩尻がそういう成り立ちにあるということはお伺いしていますので、調整区域のほう、一律ゼロにするような、そういうコンパクト化というのは合わないと思うんですけれども。もともとある既存集落の形に中高層という形はおそらくないと思いますし、その辺、ちょっと緩過ぎる方向を示していないかなという点が1点気になりましたので。その後続く調整区域でのいろいろな考え方というところ、地区計画も入れていったりとか、そこはとてもよいと思っているんですけれども。この規制値の考え方のところだけ、もしかすると現状に合わせたものでもう少し低いもののほうで想定されるほうが、本来の形に合うのかなと思いました。

(大上議長)

竹内さん、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

ただいまご指摘いただきました、資料68ページの赤く記載の部分であるというふうに思います。今、藤井委員のご指摘の調整区域につきましては、やはり、今一番課題となっておりますのは、既存集落のコミュニティ維持というところが、やはり塩尻市も課題というふうに認識をしている中で、人が出ていく一方で入ってくる方がいないという中で、そういったと

ところで、どちらかという、まずは入りやすくするために、中高層というふうな形を取っているという。ただし、環境悪化につきましては、その地区計画のほうで環境の保全を図っていくということで。入っていただいて、コミュニティがちゃんと取れるような、一定規模の人口形成がされるように、という考え方でこのようにしております。地区計画のほうで、形態規制については一低層の形態規制を取っております。

(藤井委員)

だとしたら、中高層階と書くのではなくて、そうですね、地域の状況に合ったとか、地域が必要とするとか、これをぱっと見てしまうと、建てられるのであれば、アパートとかマンションを建てたいのかなと見えてしまう、そこが気になりましたので、もし可能であれば、もう少しこの辺、工夫されていけばいいのかなと思いました。

(大上議長)

今のご意見について、いかがですか。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

貴重なご意見をいただきましたので、記載、表現方法について、ちょっと検討させていただきます。

(大上議長)

高倉さん、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

今、藤井委員のおっしゃられたとおりで、地区計画で市街化調整区域、3、4、12とか、11とか、みんな一低層でやってきておりますので、この記載が実態に合っていないというのはご指摘のとおりです。今の都市計画の手続としますと、縦覧までいわゆる手続上は進んでまいりましたが、軽微な記載の変更ということでお認めいただければ、そういう方向にさせていただきたいと思います。中身ががらっと変わると、もう一回最初からやり直しになってしまうので、委員の皆様のご了解をいただければ、軽微な変更という中で、低層の住宅ということに変更させていただくご意見をいただいて、ということのご了解をいただければと思います。

(大上議長)

ただいま県のほうから、検討の上、軽微な変更ということで進めさせていただけないかという提案がございます。どうぞ。

(共田委員)

すみません、今の説明を聞いていて、その地域が、人が入ってこなくてコミュニティとして形成ができないがために何とか人を入れるために出てきたのが、今具体的に出ていたお話

というのは、マンション等を建てなければそのコミュニティが形成できることが難しいと考えて、中高層とかという記載になっている認識だったんです。今、課長さんのほうからそれを低層に変えるという話があったんですけど、この変えるということに対して、地域の実情に合っているのかどうか、逆に心配になったので、その辺お願いします。

(大上議長)

お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

塩尻市自体は、先ほど藤井先生にもお話しいただいておりますが、もともと既存の集落が周りにありまして、その集落にもともと住んでおられた方があって、工業系が真ん中の国道沿いに出てきたということでございます。今回、地区計画を入れて、そこに住む人以外からも、もしその中に住んでいただけるような方がいれば住んでいただきたいということで、地区計画を書かせていただくんですが、実際、既存の集落が13ぐらいございまして、そこがマンションとかそういうところではなくて、周辺との調和の中でほとんど2階建てということでございますので、共田委員からご指摘いただきましたが、塩尻につきましては地域の実情はそういうことですので、そういうような記載にさせていただきたいということで、ご提案させていただきました。

(大上議長)

具体的に低層って言い切っちゃっていいんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

2階程度、これで容積建ぺい率も入ってきていますので、そんなに高いものは建てないので、低層という言い方をさせていただきたいと思います。

(大上議長)

藤井委員さん、お願いします。

(藤井委員)

すみません、ちょっと大きな指摘をしてしまって。低中層でもいいのかなと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

すみません、藤井委員にご指摘いただきまして、低中層にということになると、まさに軽微な変更になるかと思っておりますので、そのようなご提案でぜひさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(大上議長)

今、いろいろご意見いただきまして、現在の提案では、中高層という表現に該当する部分

を低中層といったような表現の軽微な変更をしたいということですが、ご賛同いただけますでしょうか。では賛同いただけたということにしたいと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

ありがとうございました。

(大上議長)

そのほかございましたら、お願いいたします。よろしいですか。webにてご出席の中澤委員さんはどうでしょうか。

(中澤委員)

ありがとうございます。ちょっと、やはり聞き取りにくい部分がありました。今の軽微な変更について、もう一度確認をさせていただきたいんですけども。手元の資料にある63ページ、マスタープランの案の赤字になっている内容が全て軽微な変更という理解で進めたいという話でよろしいでしょうか。

(大上議長)

今のご質問は、63ページの赤字の部分を丸々軽微な変更の対象としてよろしいんでしょうかということです。お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

この68ページで新旧対照表をご提示させていただいてございますが、現在都市計画で決定されているのが左側の現行計画でして、変更計画書の中でこの赤いところを追記させていただいたり、変えさせていただきたいということが、今回の区域マスタープランの変更で付議させていただいてございます。今ご指摘いただきましたのが、この赤字が「現行の市街化区域に隣接した」というところから始まりまして、8行目ぐらいですか、「中高層階」というところを「低中層階」に変えさせていただき、ここの部分だけを軽微な変更ということでお願いをしたいということでおります。それ以外については、都市計画の手続を踏んでまいりましたので、それは軽微な変更の対象ではなくてこの部分だけお願いをしたということでございます。

(大上議長)

中澤委員さん、いかがですか。

(中澤委員)

すみません、資料8行目でございますか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

赤字になっておりまして、読ませていただきますが、「現行の市街化区域に隣接した、幹

線道路」というところから8行目の「中高層階の住宅地に準じた制限値とする」というところがございますが。

(中澤委員)

見つけられました。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

その部分でございます。「中高層」というところ、この内容を変えさせていただきたいということで、「低中層」ということに変えさせていただきたい、この部分だけを軽微な変更でご了承いただきたいことをお願いを申し上げたところでございます。

(中澤委員)

分かりました。「低中」に変わるということですね。はい、承知しました。すみません、ありがとうございます。

(大上議長)

中澤委員さん、そのほか何かございますか。議第1号、第2号について、何かそのほかご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

ないようですので、採決に入りたいと思います。議第1号及び第2号については、先ほど説明がありましたように、意見書の提出がございませんでした。また、委員の皆様からも特段の異議はございませんようですので、一括して簡易採決したいと思います、いかがでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(大上議長)

ありがとうございます。それでは、議第1号及び第2号について、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(大上議長)

webで出席の中澤委員さん、いかがでしょうか。

(中澤委員)

先ほど審議された内容に私も賛同する部分はございまして、上位ビジョンの変更を今回こちらのマスタープランに反映してということですが。やや、その農村地区と都市、コンパクト

トシティのバランスにおいて、進め方の課題は感じておりますので、その運用の点での工夫をぜひお願いしたいということで意見とさせていただきます。聞こえづらかったですか、すみません。

(大上議長)

すみません、もう一度、お願いします。

(中澤委員)

すみません、1号は軽微な変更で、2号のほうは都市計画区分の変更がこれでよいかという採決ということですよ。

(大上議長)

はい、そういうことです。

(中澤委員)

すみません、それで、異議がないのでということですが、先ほど審議にありました農村地域とコンパクトシティのバランス、総合的な地域づくりのビジョンについては、ビジョンは大きく掲げられておりますけれど、やはりまだ調整が必要ではないかということを私自身も感じましたので、運用の点で工夫をいただくことを希望して意見とさせていただきますということです。

(大上議長)

意見をつけるんだけど、原案のそのものについては、異議はございませんということよろしいでしょうか。

(中澤委員)

はい、そのとおりです。

(大上議長)

ありがとうございました。今の中澤委員さんのご意見も十分考慮してということで、異議なしというふうに認めたいと思います。よって、議第1号及び第2号は、原案どおり決定いたしました。どうもありがとうございました。

ここで2、3分時間をいただきたいんですけども。

(休憩)

### **議第3号 岡谷都市計画道路の変更について**

(大上議長)

再開したいと思いますけれどもよろしいですか。それでは次に、議第3号「岡谷都市計画道路の変更について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係長をしております、宮崎正樹と申します。着座にて説明の方をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議第3号岡谷都市計画道路の変更について、ご説明させていただきます。議案は、資料75ページから79ページ、説明資料は資料3、80ページから83ページとなります。

本都市計画案につきましては、都市計画法第15条の2第1項により、岡谷市から令和2年6月に案の申し出があり、県としてはこの案を尊重して都市計画の変更を行うことが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものでございます。

議案の76ページをご覧ください。今回の変更は、3・4・6号岡谷川岸線の変更を行うもので、既に決定されている都市計画道路について、円滑な交通の確保や周辺の住環境形成のため、歩行者の利便性向上や道路構造物の影響幅等にあわせて区域と幅員の変更を行うものでございます。

資料77ページをご覧ください。スクリーンには資料の80ページ、資料3-1の岡谷都市計画道路網を示してございます。おおむねの延長の目安につきましては、画面の方にスケールバーを表示してございますので参考にいただければと思います。3・4・6号岡谷川岸線の変更理由をご説明いたします。

岡谷川岸線は、岡谷駅周辺の中心市街地から岡谷市川岸駅周辺地区を結び、上伊那郡辰野町へ接続する走行性の高い市内を東西に縦貫する主要幹線街路でございます。昭和21年に都市計画決定され、昭和38年に自動車交通量の増加や人口の集中により幅員を12mから16mに変更し、その後2回の都市計画変更を経て、現在、延長約3,180mの道路となっております。

本路線は諏訪盆地の中心に位置する諏訪湖の釜口水門を源流とします天竜川にはほぼ並行して河川に沿って南下していく地形上、河川から山間地までの間に住居が集約しており、沿道は住居や工場が混在し、準住居地域や準工業地域に指定されて既に住宅地が形成されておりますが、現道は慢性的に渋滞が発生し、地域の経済活動に支障をきたしており、沿道の小中学校で利用されている歩道も狭く、円滑な交通の確保並びに良好な都市環境の形成を図る必要がございます。

今回変更を行う延長約870mの区間につきましては既決定12mの幅員でございまして、沿道の土地利用は住居系や準工業地域のため、商業施設の出入りや荷捌き等による駐停車のための停車帯や、景観形成などの機能を持つ植樹帯の必要性は低いと考えており、地域特性や交通特性を踏まえる中で駐車帯は路肩とし、歩行者の利便性向上や連続性の観点から現在は植樹帯がある計画となっておりますが、歩道を2m拡幅して片側3mで植樹帯は見込まない計画として、幅員を14mに拡大するものでございます。また、終点側につきましては天竜川との交差角を考慮し、既設橋梁への接続とし、線形の変更を行うものでございます。このため、都市計画道路の区域及び幅員を変更するものです。

資料の81ページ、資料3-2をご覧ください。岡谷川岸線の変更内容についてご説明いた

します。図面の赤色着色部は変更後の区間、黄色着色部は削除区間、ピンク色着色部は既決定区間です。図面にあります①から④の番号と矢印は写真の撮影方向を表してございます。今回の変更は、全体延長約870mにわたり、道路構造物等の影響幅にあわせて区域の変更を行うものでございます。詳細については、起点側と終点側の拡大した資料によりご説明いたします。

資料の82ページ、資料3-3をご覧ください。起点側の拡大図となっております。平面図上のA-A部の横断図を下に示しております。横断図左側は同じ位置の現況写真となります。この区間は、山間地から天竜川に向かって東西に傾斜していく地形の中で住宅地への市道の接続などを考慮してほぼ現道が道路面の高さになりますが、傾斜している地形上、道路両側で道路面の高さを保つ構造物が必要になる場合があり、この場所は断面図右側に既に擁壁が施工されておまして、今回の変更では新たな擁壁施工幅にあわせて、元の青色の都市計画道路幅を赤色の位置に変更するものでございます。

続きまして、資料の83ページ、資料3-4をご覧ください。こちらは終点側の拡大図となります。先ほどの平面図と同様、A-A部の横断図並びに現況写真を表示しております。この区間の断面図も東西に傾斜している地形上、今回の変更では右端に新たな擁壁を施工してこの擁壁施工幅にあわせて、元の青色の都市計画道路幅を赤色の位置に変更するものです。画面右側の終点部につきましては、改良済の既設橋梁への接続とするため、約40mの区間について削除したいと考えております。

このように、今回の変更は幅員を変更したこと、構造物の影響幅を考慮し、現在の都市計画決定線、図面の青色の位置を外側の赤色の位置に変更したこと、終点側の線形を変更するものでございます。

岡谷川岸線の横断構造ですが、スクリーンの下段が市街地から小学校までの路線延長からいって一番長い区間の標準幅員となり、2車線の幅員16mでございます。スクリーン上段の青色が現在の幅員12m、赤色が今回の変更区間の幅員14mとなります。

これまでの説明を踏まえまして、資料の78ページをご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表になります。ご覧のとおり、延長、備考欄の記載について変更がございます。

最後に資料の79ページをご覧ください。本案件につきましては、平成2年10月に地域で説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を令和2年12月27日に予定しておりましたが、公述申出が無かったため中止となりました。令和3年1月8日から1月22日まで計画案の縦覧公告を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、岡谷市への意見聴取を行いました。令和3年1月29日付けで案のとおり意義がない旨、回答をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(大上議長)

ありがとうございました。ただいま、議第3号について、説明いただきました。委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございますか。久米委員さん、お願いします。

(久米委員)

質問でよろしいですか。これは、幅員を2m広げるという理解でよろしいんですね。そうすると、歩道はほとんどなくなるということではよろしいですか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

現在の幅員が12mなんですけれども、それを14mに変更するという案でございます。歩道につきましては、従前の12mのときが片側2mでして、今回、全幅14mにすることによりまして、歩道の幅員は3mになるということで1m増えまして、両側ございますので、1m1mずつで2m増えるということでございます。

(久米委員)

分かりました。道路の8mは変わらないということではよろしいですか。道路の幅の8mは変わらなくて、歩道が1mずつ両サイドに増えたから14mになるということでは。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

道路の幅につきましては、12mのときは路肩を含めまして7mでございまして、道路の幅につきましても増えます。

(久米委員)

1m広がったんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

すみません、道路の幅は車線ということではよろしいんですね、車線の幅は変わらないということでは。

(大上議長)

車道と歩道がどのように変更するかを、ご説明いただければと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

すみません。歩道の幅が2mから3mになりまして、車線は変わらないということでは。

(久米委員)

分かりました。あともう1点、よろしいですか。81ページの現況の道路のところには4つ、写真がカットで入っているんですけども、③の写真、子どもさんたちがちょうど登下校の帰り道の写真で、付き添いの方たちがついていたりとか、このときに、この赤白のポールが歩道と道路の間に立っているんですけども。これは道路が広がったら、また歩道との間に立てられるんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

写真でいきますと③ということなんですけれども、ちょっと遠めになってしまうんですけども、右側のほうに①の写真がございまして、これが既に完成している部分の写真になります。歩道と車道の間歩車道境界ブロックといたしまして、ブロックができるようになります。この赤いパイプにつきましてはできないんですけれども、歩道と車道の境界はできるということでございます。

(久米委員)

歩道と車道の境界ブロックは。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

境界ブロックはできます。

(久米委員)

それは段差がある形ですね。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうです、はい。

(久米委員)

分かりました。結構です。

(大上議長)

そのほかございましたらお願いいたします。webにてご出席の中澤委員さん、何かございますか。

(中澤委員)

では1点、79ページでございます経緯のところですけども。公聴会は中止ということで、公述の申し出がないためという理由で、先ほどの塩尻のケースもそうだったんですが。今年はコロナの影響等々もありますので、物理的にも手続も含めていろいろと難しいところがあったのではと思うんですけども。こういう状況になって、公聴会等々の手続等々も、コロナの対策という、そこを見越しての、例えばやりやすいような対策等々はなされたのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

コロナの対策についてということでございますけれども、今回は公述の申し出がないため中止させていただいたんですが、ほかの箇所と同じように公聴会をやったところがございます。その際は、入口に当然検温ですとか、消毒のための消毒液ですとか、あと通常よりも間隔を空けて座席を取るとか、そんなような感染症対策をして実施している例はございます。

(中澤委員)

ありがとうございました。募集の期間というのも通常どおりに行われているように思われますが、そういった時間を延長するのは難しいかとは思いますが、なかなか住民の意見を聞くのも難しい時期なのかなと思ひまして、意見として述べさせていただきました。この審議については問題ないかと思ひます。ありがとうございました。

(大上議長)

どうぞ、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

すみません、ちょっと補足なんですけれども、今回公述の申し出はなかったんですが、法律で公聴会の開催、縦覧の期間等、決まっているものですから、コロナによって例えば短縮したとか、そのようなことはございません。

(大上議長)

この議第3号について、そのほかにご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。はい、高瀬委員お願いします。

(高瀬委員)

これは歩道2mでさえも、まだ都市計画幅、幅員12m、これ、まだ計画段階で実際になっているわけではないですよ。それをさらに変えて広げるということは、結構、逆にハードルが高くなっているんですけど。これはもう地元と協議ができて、もともと12mだったのを14mにしても差し支えないというか、そのほうがいいのかという地元の協議と、あと用地の関係も大丈夫なんでしょうか。それによって事業開始ももうある程度決まっているんでしょうか、教えてください。

(大上議長)

回答をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

ありがとうございます。今、高瀬先生からお話があった件なんですけれども、資料の81ページに、先ほどお話しさせていただいたんですが、①のところが既に事業完成済みのところでございまして、②が今回都市計画変更させていただきたいという箇所になります。周辺に小中学校が近いこともございまして、その途中まで工事が終わっている状況で、地元の方も小中学校の通学路等になっているということもありまして、写真の③にもございますけれども、なるべく早く歩道を造ってほしいと、そんなようなお話でございます。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

すみません、補足をさせていただきます。先ほどの変更理由で、停車帯が必要ではないと書いてあるんですけれども、完成しているところは停車帯が1.5m、車道が3mありまして、歩道との間に1.5mの停車帯がございました。これは、沿道には商店街があり、駐停車される可能性もあったので、そうしてきたんですが。観蜚橋の川岸方面については、12mは観蜚橋ができています。ただ、16mをいきなり12mということになりますと、やはり車道も狭まってくるし歩道も不十分だということで、地元の方々からも岡谷市中心にご提案いただきまして、14mということで、段階的には川岸の駅の辺は12mになってくるということで、12mの都決を今回14mにした。だからまちなかからは16mで整備されているのが14mになって、12mになるというようなことで、地元のご理解をいただいて進めてきたという経緯でございます。

(大上議長)

よろしいでしょうか。それでは、ご意見等ございませんようですので、採決に入りたいと思います。

議第3号については、先ほど説明がありましたように、意見書の提出がございませんでした。また、委員の皆様からも特段の異議はないようですので、簡易採決にしたいと思います。簡易採決でよろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(大上議長)

中澤委員さん、よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、議第3号について、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(大上議長)

中澤委員さん、よろしいですか。ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議第3号は、原案どおり決定いたしました。

#### **議第4号 松本都市計画道路の変更について**

(大上議長)

次に移ります。次に、議第4号「松本都市計画道路の変更について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

引き続きまちなみ整備係の宮崎ですけれどもよろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

はじめに、事前に配布させていただいた資料に訂正がございます。訂正の資料につきましては91ページでございます。今回の都市計画道路の変更では、都市計画案の縦覧を行いました、意見書を1件いただいておりますけれども、この方につきましては昨年実施しました地元説明会へ参加していらっしゃらず、縦覧場所での図書の閲覧をされていない方ございまして、意見の要旨につきましては区内を走る道路整備の要望であったため、相手の方に都市計画道路の概要について口頭でご説明をさせていただきました。そうしましたら、今回の都市計画道路の変更についての意見ではないということございまして、取下げるとのお話をいただいておりますので、意見はなしということで、スクリーンに取下書を提示させていただいておりますけれども、申し訳ございませんが意見書取下げということで、なしということで訂正の方、お願いたします。

それでは、松本都市計画道路の変更について説明させていただきます。議案は、資料の85ページから95ページ、説明資料は資料4となります。

本日の都市計画案につきましては、都市計画法第15条の2第1項により、松本市より令和2年10月に案の申し出があり、県としてはこの案を尊重し、申し出案のとおり都市計画変更することが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものでございます。

資料の86ページをご覧ください。今回付議しております県決定道路は、松本都市計画道路3・5・6号出川浅間線、3・6・8号末広線、以上の2路線の変更を行うものになります。

まずはじめに、長野県内の都市計画道路の見直しについて少しご説明させていただきます。都市計画道路は、都市計画法に定められた都市施設であり、都市計画決定されると、その区域内に建築物を建築する場合は、地下構造を有するものや鉄筋コンクリート造りは建てられないなど、一定の制限がかかります。都市計画道路を見直す必要性ですが、都市計画道路の多くは、高度経済成長期における人口の増加や経済の成長などを前提に決定されております。一方、近年人口が減少に転じたことや交通量も減少傾向にあることなどから、その必要性に変化が生じている未整備の道路があります。これらの道路につきましては、先ほどお話しした建築の制限が長期化していることから、道路の機能や必要性などを検証した上で、早急な見直しが必要となっております。

長野県では平成18年に「都市計画道路の見直し指針」を策定し、これ以降、市町村が主体となって都市計画道路の見直しを進めております。長野県内の都市計画道路の見直し状況ですが、赤色で示した市町村は都市計画変更手続きに着手しており、21市町村あります。青色で示した市町村は見直し準備又は未着手であり、17市町村あります。これから議案説明させていただく松本都市計画道路についても、平成20年から都市計画道路の見直しに着手しているものでございます。

松本都市計画道路の概要についてご説明いたします。スクリーンには、松本都市計画道路網を示してございます。松本都市計画道路は、昭和7年に当初の路線が決定され、その後人口増加による交通需要の増加等に対応するため昭和36年に全面改正を行い、34路線が決定されております。以降、新たな都市計画道路の決定や変更を行い、現在59路線が都市計画決定されている状況ございまして、計画延長は約115.5kmであり、このうち整備済延長は

52.2km、整備率は約45%にとどまっております。松本都市計画道路の多くは高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定して計画されてきておりますが、近年は人口減少や少子高齢化、コンパクトシティへの転換等、都市計画決定当時と比べ、社会経済情勢が大きく変化している中、必要性に変化が生じている区間があります。

このような中、松本市では平成20年から都市計画道路の見直しに着手しており、凡例にあります水色で示した都市計画道路は、将来都市像の変更に伴い、当該道路の必要性がなくなった場合などにより、廃止や区域の変更を行う道路として位置付けられた路線です。また、緑色で示した都市計画道路は変更検討路線として今後変更を予定している路線となっております。この見直しに係る都市計画変更は段階的に行っており、資料にあります第1段階と枠に囲まれた部分の変更を昨年度行いまして、今回は第2段階と枠に囲まれた部分の変更となります。

資料92ページをご覧ください。今回付議しております路線の変更は、図上にオレンジ色の枠で表示した箇所になります。おおむねの延長の目安につきましては、画面の方にスケールバーを表示しておりますので、参考としてください。松本市の東側を南北に延びる3・5・6号出川浅間線の終点側、延長約360m区間、及び末広線全線の延長約200m区間を廃止するものでございます。黄色の線が計画の削除区間、赤色が既決定区間を示しております。

資料の87ページをご覧ください。3・5・6号出川浅間線、3・6・8号末広線の変更理由をご説明いたします。

松本都市計画道路3・5・6号出川浅間線は、3・4・22号小池平田線との交差点を起点とし、昭和36年に都市計画決定された幹線街路でありまして、当初決定から約60年が経過しております。本路線につきましては、市街地東部における外環状線の一部として、南北の交通を受け持つ路線として位置付けられ、一級河川薄川から北に約0.4kmの区間を現在事業中でございます。この箇所につきましては、今回都市計画変更する箇所よりもだいた南の方にありまして、直接には関係ございません。終点側は、昭和7年に旧本郷村における路面電車の駅を中心とした街路網の一部として計画され、その後、昭和36年に浅間線として当初決定されております。平成8年には終点側の松本を代表する温泉街の路線バス発着所周辺に休憩施設を計画、整備をして憩いの場として都市空間の提供や、路線バス発着所と温泉街を結ぶ交通結節点の機能を付加してございます。

都市計画決定当時と比べ、社会・経済情勢が大きく変化している中で、本路線の終点側約360mの区間につきましては、その必要性に変化が生じており、平成23年に策定した松本市総合都市交通計画の各道路機能の評価において、必要性が低く、廃止候補に位置付けられております。

現状の道路機能としましては、市街地や松本IC方面から浅間温泉街への主要な交通は、3・4・3号小池浅間線や3・4・5号埋橋浅間線が担っており、バス路線ともなっております。浅間温泉街の中の道路網は必要な生活道路が整備されており、温泉地の住環境も既に形成されております。

また、将来交通量推計において、本区間を廃止した場合も、周辺の交通量や混雑度に支障がないことや、本路線の終点側に幹線道路が存在しないことからネットワークが形成されておらず、将来的な都市の拠点間を結ぶ位置づけや広域的な道路機能を担うものではないため、

今回、終点から交通変節点の上記区間を削除し、終点を3・4・5号埋橋浅間線との交点に変更するものでございます。

次に、3・6・8号末広線について説明させていただきます。松本都市計画道路3・6・8号末広線は、3・5・6号出川浅間線との交差点を起点とし、昭和36年に都市計画決定された幹線街路であり、当初決定から約60年が経過しております。本路線は、昭和7年に旧本郷村における路面電車の駅を中心とした街路網の一部として、温泉旅館が集積する地区内に計画され、その後、昭和36年に末広線として当初決定されたものでございます。

都市計画決定当時と比べ、社会・経済情勢が大きく変化している中で、本路線の必要性に変化が生じており、平成23年に策定した松本市総合都市交通計画の各道路機能の評価において必要性が低く、廃止候補に位置付けているものでございます。

現状の道路機能としては、市街地や松本IC方面から浅間温泉街への主要な交通は、3・4・3号小池浅間線や3・4・5号埋橋浅間線が担っており、バス路線ともなっております。本路線は現道である県道がおおむね計画と同等の幅員を有して道路機能を代替しており、温泉地の住環境も既に形成されております。

将来交通量推計においても、本路線を廃止した場合も、周辺の交通量や混雑度に支障がないことや、将来的な都市の拠点間を結ぶ位置づけや広域的な道路機能を担うものではないため、今回、本路線を廃止するものでございます。

資料94ページをご覧ください。該当箇所の詳細図になります。3・5・6号出川浅間線の今回の廃止となる終点側は、昭和7年に路面電車の終着駅を中心とした街路網の一部として計画されましたが、現在は先線に都市施設や都市計画道路はなく、路線バスを含めた主交通が3・4・5号埋橋浅間線、存続する3・5・6号出川浅間線が主交通となり代替路線としての役割を担っていることなど、本路線の埋橋浅間線交点から北側の終点までの延長約360m区間の計画を廃止するものでございます。

3・6・8号末広線は、温泉地区内が集積する地区内に計画されており、現道である県道が2車線でおおむね都市計画道路の幅員を有しており、温泉地の住環境も既に形成されており、起点である出川浅間線の交点から終点までの全線、延長約200m区間を廃止するものでございます。

資料95ページをご覧ください。3・5・6号出川浅間線の終点側の現況写真となります。2車線の道路ではありませんけれども、生活道路として県道や公道があります。横断構造としましては、出川浅間線は2車線の幅員12mと変更はありません。

これまでの説明を踏まえまして、89ページをご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表となっております。3・5・6号出川浅間線につきましては3・6・8号末広線の廃止に伴い、幹線街路との平面交差数が13から12カ所に変更となっております。

最後に90ページをご覧ください。本案件につきましては、令和2年1月から地域で説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を令和2年11月29日に予定しておりましたが、公述申出が無かったため中止となりました。令和3年1月8日から1月22日まで計画案の縦覧公告を行い、意見書の提出が1件ありましたが、先ほど説明をさせていただいたとおり、取下げとなっております。また、松本市への意見聴取を行いました。令和3年3月4日付けで、案のとおり意義がない旨、回答をいただきました。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(大上議長)

ありがとうございました。ただいま、第4号議案について説明いただきました。この議案について、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。はい、お願いいたします。共田委員さん。

(共田委員)

一般論として回答いただければですけど。こうした都市計画道路が削除された場合ですけど、このエリアの人たちは、今まで制限を受けて建物を建ててきていたわけですよね。協力する意思があつてこうしてきて、いざなくなってしまったから、制限を受けたままになってしまって建物を建ててしまったということは、ある意味何らかの、損害という言葉が正しくはないと思うんですけど、あると思うんですけど。その辺の考え方ってどのようになっているか、教えていただければと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

ありがとうございます。今まで都市計画道路として制限がかかっておったんですけども、今回都市計画道路を廃止するというところで、今度制限がなくなるんですけども。これから廃止するに当たりましては、地元説明会等開催させていただく中で、地域の皆さんのご意見等もお伺いして、廃止をしておるところでございます。例えば、先生今おっしゃった、賠償といえますか、そういうのは特にはないということでございます。

(大上議長)

よろしいですか。そのほかございましたらお願いいたします。高瀬委員、お願いします。

(高瀬委員)

廃止に当たり、これは全く手をつけないのか、都市計画道路ではなくなるけれどもここをもう少し安全を高めるようなことをするとか、そういうような話はあるんでしょうか。もうやらないということになるのか、どちらでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市計画道路としては、拡幅ですとか道路を新しく造るとかということはないんですが、地域からの要望によって、例えば歩くのに危険ですとか、そういったお話等あれば、例えばグリーンベルトですとか、どういう対策になるか分からないんですけども、手を全くつかないということではないということです。

(高瀬委員)

おそらく廃止するに当たっては、地元の理解を得るために、そういうような安全性への配慮というのは多分今後も出てくると思うので、こういった事例が多分ほかのところでも出て

くると思うので、何かそういうものを見せていただければ、今後の役に立つのかなと思います。

(松本市 都市政策課 岩渕都市計画担当係長)

松本市でございます。補足して説明を申し上げます。今回廃止する2路線のうち、3・6・8号末広線につきましては、この計画決定された幅員とほぼ同じ規模の道路が現道としてございます。したがって、都市計画の決定を廃止したとしても、その機能や周辺の利用の役割に変化はございません。

もう一つの3・5・6号出川浅間線でございますが、ここの部分を廃止したとしても、周辺に生活道路があるということと、取下げはなされましたが、一旦意見を出された流入する通過車両への対応を行うため、市道の整備として現道拡幅を行っておりますので、そういった意味からも都市計画の廃止をしても問題ないと考えております。以上です。

(大上議長)

そのほかございましたら、お願いいたします。webにてご出席の中澤委員さん、いかがですか。

(中澤委員)

松本市の都市計画審議会の議事録も拝見しましたが、このままでよろしいかと思えます。問題ないかと思えます。

(大上議長)

それでは、採決に入りたいと思います。

議第4号については、先ほど説明がありましたように、意見書の提出がございませんでした。また、委員の皆様からも特段の異議はないようですので、簡易採決としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(大上議長)

ありがとうございます。中澤委員さんもよろしいですね。それでは、議第4号について、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(大上議長)

中澤委員さんもよろしいですね。どうもありがとうございました。異議なしと認めます。

よって、議第4号は、原案どおり決定いたしました。

それで、先ほどの議第1号、第2号のところでお話がありました軽微な変更に関して、事務局のほうから説明がございますので、お願いしたいと思います。竹内さん、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

すみません、先ほどの軽微な変更の前に、関委員さんのほうから1点ご質問いただいております塩尻の中の第3次産業従業者の伸び17%に対して、県平均を上回っているという表現、その県平均はどれぐらいかというご質問をいただいております、回答させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(大上議長)

お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

資料のほうでいきますと10ページになります。10ページの上段の部分です。県下同一基準での判断結果という①のところの一番下の行に、「17%と県平均を上回っており」という記載がありますが、ここでいう県平均が3%という数字でございます。

(大上議長)

ありがとうございました。それでは、先ほどの軽微の変更に関して、お願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 若林都市計画係主任)

先ほどの「塩尻都市計画の整備、開発及び保全の方針の変更について」で出た軽微な変更に関して、事務局より簡単に説明させていただきます。

基本的に、都市計画審議会へ付議された都市計画の案について、修正をすべきという意見がある場合ですと、再度公告及び縦覧の手続きを取って関係市町村に意見を聴いた上で、再度都市計画審議会に付議するということが必要になります。ただ、その変更が軽微だとか形式的なものである場合に限っては、その公告及び縦覧の手続きを省いてよいというのがQ&Aに出ております。

具体的に先ほどの例でいきますと、38ページをご覧くださいと思います。38ページのところに、整備、開発及び保全の方針の変更ということで手続きを書いております、今回付議させていただいているのが、この令和3年3月26日の都市計画審議会になります。もしも先ほどのものを軽微なものとしなない場合ですと、また事前の手续に戻りまして、市町村への意見照会だとか計画案の公告・縦覧という手続、その後、また都市計画審議会に付議をしてという流れになります。

先ほど当課の課長が申しあげましたのは、これを軽微な変更ということで手続をさせていただいて、今後、先の手続に進めさせていただきたいというのが、先ほどの意図になります。以上となります。

(大上議長)

結論的に言うと、スケジュールには支障はないということですね。ありがとうございます。

ここでちょっと休憩を取りたいと思います。休憩を数分いただいて、再開を15時、午後3時からの再開としたいと存じます。よろしく願いいたします。

(休 憩)

#### (4) 調査審議

##### 調査審議第1号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更及び区域区分の見直しについて

(大上議長)

時間になりましたので、審議を再開したいと思います。よろしいですか。中澤委員さんが映らないんですけども。それでは、審議を再開いたします。

調査審議に移ります。長野県からの説明の後、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。それでは、調査審議第1号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更及び区域区分の見直しについて」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

それでは、竹内ですが、引き続き説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。お手元にA3サイズの資料を配付してございます。概要版という形での資料でございますが、先ほどご審議いただきました塩尻と同様に、線引きの定期見直しという形で、長野・須坂・松本の区域区分の見直し、現在、作業を行っているところでございます。新年度に入りまして、次回以降の審議会でもマスタープランの変更と区域区分の変更、併せてお諮りをしていく予定でございますが、本日はマスタープランにつきまして、おおむね骨子ができましたので、ご意見を頂戴したいと考えております。では資料のほうをご覧くださいながら、説明をさせていただきます。

まずはじめに、長野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてご説明いたします。お手元資料では、「調査審議資料」1ページをご覧ください。今後のまちづくりに配慮する社会・経済動向につきましては、塩尻でご説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

対象区域の範囲と目標年次ですが、区域は長野市の一部で、長野県の都市計画区域図の赤丸で囲まれている網かけの部分となりまして、面積でいきますと2万161haということですので。平成27年を基準年としまして、目標年次を令和17年として、市街化区域の規模、都市施設の整備目標を令和7年としております。都市計画区域の人口ですが、平成27年から令和7年の10年間の間に、35万3,700人から34万8,600人と、1,500人の減少を予測しております。市街化区域内では、28万9,200人から29万200人と、1,000人ほど増加するものと推計をしております。工業系用途地域の基本となります工業出荷額、こちらは増加するものと推計をしてお

ります。こうした予測やこの区域マスの方針、線引きの見直し方針に基づきまして、市街化区域へ編入できる箇所の検討を行い、現段階では約5ha市街化区域を増加させて、令和7年におきまして、市街化区域の面積を5,953ha程度とすることを現在考えております。

1ページの右側をご覧ください。都市づくりの基本理念と目標を掲載しております。門前町、城下町として発展してきた長野の歴史的なまちづくりを尊重しつつ、県の中心都市としての機能を備えるとともに、近年増加する自然災害や台風災害など災害に強い都市づくりを目指すこととしまして、基本理念は、「自然と共生し安全・安心な歴史と文化の広域交流都市づくり」としております。

その基本理念に基づきまして、4つの都市づくりの目標を定めております。1つ目としまして、「自然と共生し、調和した都市づくり」。これは、緑地を保全・活用し、都市におけるグリーンインフラとしての機能が効果的かつ効率的に発揮されて、都市づくりを目指すというものになります。2つ目の「安全・安心できる都市づくり」。これに関しては、住みやすく、コンパクトで移動しやすく、防災に配慮した都市づくりを目指すというものになります。3つ目に掲げております「活力と賑わいの持続する都市づくり」につきましては、善光寺、松代など歴史的な町並みを活かしながら質の高い活力ある都市づくりを目指すということになります。最後に「協働による個性ある都市づくり」を掲げております。

1ページの右下下段をご覧ください。地域の特性を活かしたまちづくりを推進するための市街地像として記載をしております。公共交通のアクセスの利便性の高い主要な4つの駅の周辺を都市拠点として、医療や福祉、商業、業務等の都市機能を誘導するとしています。そのほかの市街地としては、豊野、柳原、川中島等の周辺の駅を挙げておきまして、地域生活を支えていく生活拠点等として維持・強化していく箇所としております。

右下の区域区分の方針ですが、本区域は、依然、市街地の拡大需要が継続にあり、現在の区域区分の設定により無秩序な開発抑制をしておき、今後も良好な自然環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であることから、区域区分を定めるということとしております。

続きまして、2ページ目、左側をご覧ください。こちらは、先ほどの地域ごとの市街地像をさらに詳細に分類し、用途や都市施設の決定方針となります。まずは土地利用ですが、市街地を大きく、業務地、商業地、工業地、住宅地の4つに分類をしております。さらにそれを詳細に分類し、個別の整備方針などを記載しております。

商業地では、その特性に応じて広域拠点商業地域、地域拠点商業地域、沿道商業地域と3つに分けておきまして、広域拠点商業地域は長野駅周辺から善光寺周辺に至る中央通り中心の位置とし、これまでの都市機能の集約を活かして、広域商業拠点として強化を図り、中心商業地としての機能の集積と環境整備の推進を図るものとしております。北長野駅、篠ノ井駅等は地域拠点商業地域として、近隣住民の購買需要を賄う商業機能の維持・充実を図る箇所とし、沿道商業地域は、市北部の城北線等の幹線道路沿いとしまして、日常の需要を賄う生活商業施設として維持していくとしております。

工業地は、専用系工業地と複合系工業地として、アクセス性なども考慮しながら、各々の特徴を活かした土地利用を図っていくこととしております。

先ほどの基本方針などでもお話しさせていただきましたけれども、過去の災害、近年の激

甚化する災害を踏まえまして、市街化調整区域の土地利用方針として、災害発生の恐れが高い区域は、原則保存すべき区域とし、市街化区域への編入は行わないことで災害リスクを回避し、安全・安心な都市とすることを考えております。実際、今後市街化区域に編入します箇所、予定している箇所では、災害リスク分析を検討し、長野市とも調整を行っているところでございます。

それ以降は、都市施設として道路等の方針、市街地開発事業、自然環境の整備又は保全の方針を記載しております。

今回調査審議していただいておりますのは概要版となりますが、法定審議の際、実際の計画書を併せて、また改めてご説明をさせていただきます。長野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、以上です。

続けて、須坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてご説明をさせていただきます。お手元資料では3ページをご覧ください。まちづくりに配慮すべき事項は先ほどと同じになりますので、割愛させていただきます。

対象となる範囲は、須坂都市計画区域となりまして、こちらは須坂市と小布施町の行政区域を含めて須坂都市計画区域というふうにしております。面積が5,945haとなります。

今後の人口、工業の予想でいきますと、人口においては、都市計画区域内、市街化区域内ともに減少すると推計がされております。工業出荷額及び卸売小売販売額等は、増加するものと推計をしております。区域区分の変更につきましては、須坂市、小布施町とも調整を行いまして、今回の定期見直しでは行わないこととしております。

3ページ目、右上をご覧ください。基本理念になります。古くから街道が交差し、町屋、商業を中心に発展してきた須坂市の歴史的な町並みを尊重、また、農村集落や良好な景観を維持・発展をさせてきた小布施町の都市づくりを尊重しながら、近年増加する自然災害、台風災害など、多様化する災害に強い都市づくりを目指すこととしております。その上で、基本理念は「歴史・文化・自然・産業が調和した安全・安心な都市づくり」としてしております。この基本理念を踏まえまして、「豊かな自然と歴史的遺産を活かした交流・文化都市づくり」以下4つの目標を掲げております。

3ページ右下をご覧ください。地域ごとの市街地像を記載しております。長野市同様、公共交通によりまして、アクセスの利便性の高いところ、主要な駅2つに都市拠点を設けまして、医療・福祉や商業・業務等の都市機能を誘導する地区というふうにしております。

右下の区域区分の方針ですけれども、本区域は、比較的市街地の拡大需要は低いものの、区域区分の設定により無秩序な開発が抑制されており、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であることから、区域区分を定めるというふうにしております。

4ページ目をご覧ください。左側になります。長野市同様に、主要用途の配置の方針を記載しています。商業地をご覧ください。須坂都市計画区域では、須坂市において旧街道沿いの蔵造りの家を活かした商店街や、小布施町においては国道403号沿いに「栗と北斎と花のまち」のイメージにあった商業施設の集積を図ることとしております。

続いて住宅地ですが、既成市街地内の住宅地については、老朽化した木造建築物の密集地の解消などの居住環境の整備を進めるとともに、これに隣接します新市街地及び低未利用地

については、良好な住宅地として整備を進めていくものとしております。

また、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域など災害の発生の恐れのある区域は、住宅地としての整備を避けるものとして、安全・安心な都市づくりを目指すとしております。特に須坂市、小布施町につきましては、千曲川の氾濫によりまして浸水がある程度考えられるため、今後、市町と協議を進めながら住宅の誘導方法について検討していきたいと考えております。

市街化調整区域の土地利用の方針は、長野市同様の記載とし、災害危険度の高い区域は、原則抑制する箇所としております。以降、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全となります。須坂都市計画区域マスタープランにつきましては、以上となります。

続けて、松本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、説明をさせていただきます。お手元資料では5ページになります。こちらも、配慮すべき事項につきましては同じでありますので、割愛させていただきます。

対象となる区域は、赤丸をしています都市計画区域の面積約3万191haになります。まず都市計画区域内の人口ですが、平成27年から令和7年の10年間に、23万6,100人から23万2,400人に、約3,700人程度減少が推計されます。一方、市街化区域内におきましては、17万3,000人から17万3,600人と、600人ほど増加するものと推計をしております。また、工業系用途の基本となる工業出荷額につきましては、増加するものと推計をしております。

こうした予測や区域マスタープランの方針、線引きの見直し方針に基づきまして、市街化区域に編入できる箇所、検討を行いまして、現段階では約26ha市街化区域を増加させて、令和7年におきまして、市街化区域の面積を4,034ha程度とすることを考えております。具体的な箇所につきましては、次回以降の審議会におきまして説明をさせていただきます。

5ページの右上をご覧ください。将来都市像です。「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」としまして、本圏域の中心都市であることや、中核都市の役割、社会情勢の変化、また安全・快適な都市づくり等を都市づくりの基本理念としております。安全で快適な都市とするため、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討、または実施されていない区域については、こちらも同様に、新たに市街化区域への編入は行わないこととしております。

5ページ右下をご覧ください。地域ごとの市街地像を示しています。こちらも長野、須坂と同様に、公共交通によるアクセスの利便性の高い場所、主要な駅7か所について、また、都市機能が集積しております信州大学周辺を都市拠点として位置づけております。これによりまして、医療、福祉や商業、業務等の都市機能を誘導する地区と考えております。

右下の区域区分の方針でございますが、本区域は、依然、市街地の拡大需要があり、現在の区域区分の設定により無秩序な開発が抑制されており、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図った上で計画的な規制・誘導が必要であることから、区域区分を定めるということとしております。

続きまして、6ページ左側をご覧ください。主要な都市計画の決定方針等について記載しております。主要な用途の配置方針は記載のとおりとなります。

市街化調整区域の土地利用の方針としまして、隣接する塩尻市と同様、調整区域における既存集落コミュニティの形成の維持を目的とした各種都市計画の制度活用、また、隣接する塩尻区域との広域的課題の調整、土地利用の検討ということについて記載をしております。

右側上段をご覧ください。市街化区域内の低・未利用地について、現在の市街化区域内の農地は、都市にあるべきものとして保全する一方、市街化区域内に小さく散在する空き地等の低・未利用地についても活用を図ることとしています。

土地区画整理事業等としまして、今後、市街化区域へ編入する予定の村井東田上村井地区につきまして記載しております。

マスタープランにつきましては、説明は以上となります。いずれの区域におきましても、法定審議の際、また改めて、塩尻のマスタープラン同様、計画書、それから新旧対照表を基にご説明させていただきたいと思います。今日は概要版でポイントのみの説明させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(大上議長)

ありがとうございました。3つの都市計画区域のマスタープランの概要について、説明をいただきました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。はい、関委員さん、お願いします。

(関委員)

お願いします。全般的なことなんですけれども、この長野さん、須坂さんを見ますと、グリーンインフラという言葉が出てきていますよね。今、県のほうで「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」、作成中なんですけど、これ、できあがりというのはこのマスタープランの中に位置づけるということは考えられるのでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

現在、グリーンインフラ推進計画、今年度策定中で、この後ご説明させていただく予定ですが。この概要版の中では細かな記載等がしてありませんので、ちょっと記載してないですが。実際には、マスタープランの中にグリーンインフラの考え方に沿った形で記載をしていく部分が何か所かありますので、また計画書の段階で、その辺りご説明をさせていただければと考えております。

(関委員)

分かりました。ありがとうございます。

(大上議長)

ありがとうございました。そのほかございましたら、お願いいたします。はい、藤井委員さん、お願いします。

(藤井委員)

藤井です。2点、お伺いしたいと思います。まず一つが、須坂の都市計画区域マスタープランに関してで、何回か前の審議会の中で、多分出てきたかと思うんですけれども。長野東ICの近くの未来投資法によるあの開発の部分が、今これを拝見していると、工業地として

位置づけられるのか、農用地にまだなっているようにも見えるんですが。この辺りのところは、大分市街地としては変わるような印象がありまして、ここがどんな感じに位置づいてくるのかというのが、もしご検討があればお伺いしたいところです。あと、位置づけないといけないぐらい、割と大きな土地利用の転換ではないかと思うので、そこがきちんと記載されるかというところをお伺いしたいです。

もう1点が、松本都市計画区域のほうで、先ほどの市街化調整区域の土地利用の規制の書き方みたいなのが、おそらくこちらでも類似の市街地状況になってくるかと思いましたが、6ページのその左側の市街化調整区域の土地利用の方針のところ、既存コミュニティの活性化とか、地域の実情に応じたということがありますけれども、やはりこの塩尻と同様に、地域の形に合った方針というのを書いていただけるように、あらかじめお伝えしておきたいと思います。以上です。

(大上議長)

お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

まず須坂のマスタープランにつきまして、長野東ICのところでは開発ということで、今回、須坂のマスタープランの中で、市街化区域の拡大については人口フレーム、それから産業フレームを見ても、市街地をこれから新たに拡大していくという需要の高まりは、一応、必要性を考えていないという中で、もう1点は、あそこの場所とすると、やはり災害リスクを考えていかなければならない場所と考えておりまして、現在、県のマスタープラン、線引き見直しの中では、市街化編入しない場所というふうに考えております。

ただ、藤井委員御指摘のように、ある程度一定規模、相当規模の市街地ができるということで、市街化区域に編入はしないものの、やはり土地利用規制、あるいは環境保全という面からの規制は必要だろうということで、須坂市のほうで地区計画を策定いたしまして、土地利用規制、あるいは形態、それから景観等の環境については、規制を行っていくというふうにしております。

それから松本につきましては、先ほどの塩尻と隣接する地区であり、同じ状況を抱えている地区で、やはり方針とすると合わせていく必要があると思いますので、これからそのような方向でも検討させていただきたいと思います。

(藤井委員)

ありがとうございます。すみません、須坂のところ、私の質問の仕方が少し悪かったんですが、4ページ目の右側の施設配置図のところを見ると、やはりどう見ても農用地にしかなくなっていないように見えていて、この辺りが、地区計画とかも入れていくというのをもちろんぜひやっていただきたいですし、承知はしているんですけども。この都市の構造的な部分で、全く何も触れないのでいいのでしょうかという質問でした。

ちょっとつけ足しで言ってしまうと、長野との境界部分にある場所でそれぞれ別な区域なんですけれども、やはり影響もあるところですので、きちんとマスタープランの詰めの

中で、やっぱり位置づけが見えるほうがいいのかなどというふうに思いましたので、ご質問しました。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。この図面の説明もあまりしていなかったので申し訳ありません。4ページ右側の図面で、黄色だとか、水色とか、紫っぽい色をつけておりましたが、これは、実際の市街化区域になっているところがこの赤だったり、紫。工業、住宅、商業と書いてあるところは、実際の市街化区域と重なっております。黄色い部分の農地というのは、基本的には農業振興地域に指定されている場所ということになっておりまして、したがって、こちらからいうと、黄色いところは現在調整区域となっているところなんです。こういう区分けの仕方では表現したものですから、その今の場所については、何も記載が入らないということなんです。その辺、少し記載をしたほうがいいんじゃないかというご指摘を受けましたので、今後、また検討させていただきたいと考えております。

(藤井委員)

ありがとうございます。

(大上議長)

そのほかございましたら、お願いいたします。どうぞ、お願いします。

(羽鳥委員)

羽鳥です。よろしく申し上げます。全体のことでちょっと伺いたいというか、どのように考えているか教えていただきたいんですけども。一応今、商業地とか、住宅地、工業地というふうに分かれてここに書いてあるんですけども。これは、建築基準法でいう商業地域と、そういったことの区分でよろしいでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

そうですね。都市計画の中では、今、市街化区域内の用途地域を指定しておりますけれども。この図面でいっているのは、その用途地域と同じ色で、今、塗っている形になります。そういう回答でよろしいでしょうか。

(羽鳥委員)

商業地域、準商業地域は、ここで言うと商業地と呼んでいるということですか。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

すみません、そういう意味ですね。例えば4ページの左側の記載にある商業地という、ここで言っている商業地というのは、建築基準法のほうの商業地とはまた捉え方が合致しているものではなくて、商業的な活用を図っていきたい場所ということなので、必ずしも建築基準法と一致するという形ではないです。

(羽鳥委員)

分かりました。そうであると、もう一つ質問があるんですけど。そうすると、商業地は商業を重点的に商業として活用する用途。住宅地は住宅地として活用する。そうすると、商業の中に、例えば住宅地。現状で考えますと、例えば駅前に、住宅が、ビルが、集合住宅が建ちますと。その下に、例えばお店が入りますというところも、今出ていると思うんですけど、それも人気なんですけど。例えば商業地、業務地というふうに固定してしまうと、その昼間の人口は多いんだけど、例えば夜とか朝とかの人口はほとんどない。そうすると、そこで商業をやってきた、例えば朝の売上は見込めないとか、何かそういうことが起こっているのではないかというふうに思っているんですね。

何が言いたいかといいますと、土地を利用するのに時間帯が分かれてしまうと、ベッド地域は、夜は人口が多いけれども昼は人がいない。まちなかは、昼間、夕方、人がいるけれども夜中はいないと。そういうことが、本当にその土地の活用として有効なのかなというのを思っています。そういうことがあるから、どんどんどんどん人口は減っても、やっぱり住宅地を外につくるということで、フレームというのが広がっていくのかなというふうに考えているので。商業地と固定していってしまうと、そこに商業を持ってくればいいんだというような固定的な見方をしてしまうのではないかと思うので、商業地にだって住宅はもちろんあってもいいし、むしろあったほうがそこが活性化するのではないかというふうに私は思っております。なので、もしそういうことができるのであれば、そういう考え方をどこか少し入れていただければありがたいなというふうに思いました。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

今、なるほどなと思ひまして聞いておりました。確かに商業地と書いてしまうと、商業だけの土地みたいなイメージになる可能性もあるなんていうふうにご意見をいただきましたので、その辺の表記の仕方等も検討してまいりたいと思います。

(大上議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

すみません、ちょっと補足させていただきます。例えば、塩尻で先ほど法定審議いただきましたところで、この構造図というのはあくまで将来を見据えたところをこういうふうにするべきなんですけど、細かい部分は前のほうの文書や何かに、いわゆる土地利用の方針のゾーニングの中で、こういうのは職住近接にするとか、そういうことを書き込んでいくようになっております。ですので、羽鳥委員さんのおっしゃった内容については、当然、職住近接で、コロナになりましたので移動距離を少なくしたほうがいいだとかというところは、実際は地域ごとの市街地像や土地利用の方針のところでもっと具体的に書いてまいります。それに合わせて、これは参考図というような形態なので、概要版だと分かりにくかったと思いますが、そういうことは今も書き込んでいますし、そうしていきたいと。前までは用途の純化のほう

が多かったんですけども、それよりも混在化のほうがいいんじゃないかというご意見も十分いただいでいて、まさにまちづくりの方向がかなり転換してきておりますので、そういうところも書き加えていきたいと考えてございます。

(大上議長)

よろしいですか。

(羽鳥委員)

はい。

(大上議長)

そのほかございましたら、お願いします。中澤委員さん、どうぞ。

(中澤委員)

資料のほう、拝見しました。意見という形で述べさせていただきます。長野市、それから須坂・小布施という一つの大きなエリアと、松本市という大きなエリアと、合わせて、大体長野県の人口の3分の1とかが居住している都市的エリアだというふうに認識をしていますけれども、マスタープランの基本理念のところ、拝見していて、大体どこも文言としてはあまり特徴がちょっと見だしづらいと申しますか、一般的にはあることが大事になるんですけれども。もう少しこう、それぞれの町がやってきた施策ですとか、歴史だけではなくて、特徴あるまちづくりをしてきた小布施とかあるので、そういうところも盛り込みながら、何か表現ができないものかなというのをちょっと思っていました。というのは、都市のカラーをもっと出せないかということですけども。

長野県は、やはり周辺の市町村が谷あいにはずっと集落が点在をしていて、ネットワーク型で都市が形成されている顕著な県ではないかと思えます。中山間地も、当然、山梨県と並んで非常に面積が広い県ですので、そのまちのデザインのときに、広域で、ほかの市町村同士とどんなまちとしての機能をネットワーク化させてまちづくりをしていくのかというのは、非常に重要な観点だと思うんですけども。また、そのデザインについては、各市町村は市町村でされると思うんですが、そこをつなげていくという仕事は、まさに県という視点で構築できるものではないかなというふうに思いますので。まちづくりを行政区で区切って都市計画でというところをもう少しちょっと越えた、そのまちとしての機能、周辺の小さなまちとをつなぐネットワークの視点を、何か盛り込んだ形の基本理念なり、そういう目標というのが表現できると、すごくマスタープランとしては、本県としてはいいのではないかなというふうに感じました。意見ですけども、以上でございます。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

ありがとうございました。この書き込んであるスタイルというのは、国の運用指針で、このような内容を書き込むべきという内容が書かれておりますが、今のお話のとおり、基本理念というところには、そのような内容が十分反映できると思えます。そもそも上位計画であ

ります長野県都市計画ビジョンの中で、信州版コンパクト・プラス・ネットワークの中のネットワークの意味で、そのような部分を十分書いてございますので、その辺も十分反映させる中で、もう少し記述する必要があるところはさせていただきたいと考えてございます。よろしく願います。

(中澤委員)

ありがとうございます。

(大上議長)

はい、どうぞ、石川委員さん、お願いします。

(石川委員)

質問が一つと、ざっくりとした意見を一つ言わせていただきたいと思います。質問としては、この目標人口とか産業フレームの数字についての根拠は、これから今後の中で説明をいただけるということですよ。それが質問です。

感じたことは、20年後の都市を見据えてという、非常に大きなビジョンの中でのマスタープランの見直しだと思うんですけど。今、ここにももちろん配慮すべき社会・経済動向というのが、それぞれ方向性が上がっておりますけれども。コロナがなくても、非常に日本社会全体は、世界と言ってもいいかもしれませんが、大きな曲がり角にいたんだと思いますけれども。今のこういう状況下でいうと、これから先の20年を見据えたマスタープランとしては、ちょっと覚悟とか危機意識とかが少し薄いのではないかという感じが非常に、簡単にざっくり言っちゃうとそういう感じがいたしました。やはり、何かもう少しリアルなものを、今後この細かいものを出していかれるところで、ぜひ反映していただきたいと思います。意見でございます。

(大上議長)

願います。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

概要版にあります、この人口、それから産業フレームにつきましては、これ、結果のみを記載していますが、また、次回以降の審議の中で具体的なものをお示ししていきたいと考えております。よろしく願います。

(大上議長)

そのほか何かございましたら、願います。よろしいですか。久米委員さん、どうぞ。

(久米委員)

長らくお世話になった審議会も今日で終わりだと言われておりますので、すみません、私の

気持ちの面で、ちょっと言いたいこと、すみません。ちょうどこのそれぞれの主要な都市のマスタープランが出ているので、意見を言わせていただこうと思って、すみません、よろしくをお願いします。

先ほど課長さんが、ひな形があって、国のほうからここにはめるといってお話があったので、なので最初のページが長野も松本も須坂も同じことが入っているんだなというのは、すぐに見て分かったんですけども。それと石川委員さんが言われたように、この人口フレームとか、全くあまりこういうふうになると思えないような数字が見られていたりすることや、そもそもマスタープランがやっぱり、10年とか20年とか長いスパンを見据えるときに、こんなに抽象的なことでいいのかなというのが、本当に石川委員と同じ意見で。漠然としたこの抽象的なものや危機感のなさとか。

あと、先ほど藤井委員さんも、それから中澤委員さんも、ネットワークというお話も出ていたんで、ネットワークってすごく何度も出てきているのに、例えば長野市さんのマスタープランで、長野駅周辺、北長野駅周辺、篠ノ井駅周辺、旧松代駅周辺の、市の中にある4つの都市拠点があるところのネットワーク化について、具体的な運用基準はここに載せるものではないんですが、ビジョンとして基本理念を実現するための目標のところに触れることも文言もないですし。

それとか、「安全・安心できる都市づくり」に、「コンパクトで移動しやすい、防災に配慮した安全な都市づくり」というのはものすごく抽象的なことや、先ほど藤井先生も言われた、須坂市にできる大きな商業拠点との連携体制みたいなものに対して、例えば松本は、塩尻といろいろ話し合っていて、「塩尻都市計画区域とは、現況及び今後の見通しを踏まえ、広域的課題の調整や土地利用が図られるよう適切な」というような文言があるのに、長野市さんと須坂市さんには、そういう連携体制がないのかなとか。

10年とか20年を見据えたときに、そういうことをむしろ触れないで、ここは漠然とざっくり書くことがよいことなのかがよく分からないですけども。このマスタープランを見せられて、希望ある明るい未来が、「自然と共生し安全・安心な歴史と文化の広域交流都市づくり」ができるとはとても思えないものがここに掲げられていることに、ちょっとびっくりしました。

特に長野市さんも、商業地で、これまでの都市機能の集積を活かしつつとか、もう変な話、私たち長野市に住んでいる人間からすれば、イオンが須坂にできたら長野の中心市街地は崩壊すると思っていて、その中心市街地の商業地域に対してなり、長野市の駅周辺の中心市街地をどうやって再生させていくかという危機感もどこにも感じられないマスタープランに、ちょっと何とか県のほうからもっと市町村さんに苦言を言うことができないのかというぐらいの思いになりました。以上です。

(大上議長)

今のご意見に対して、何か県のほうでコメントございますか。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

今日は概要版ということで、骨子についてご説明をさせていただきましたので、次回もう

少しは具体的な細かいものをお示しできるかと思いますので、またご審議いただきたいと思  
います。

(大上議長)

ほかにございましたら、お願いします。よろしいですか。中澤委員さん、よろしいでしょ  
うか。

(中澤委員)

今のご意見でちょっと読んで気がついたんですけど、松本は、5ページの松本の基本理念  
のほうは、例えば4つ目の安全・快適な都市づくり、豊かな自然・美しい田園の調和した都  
市づくり、住民参加による個性あるまちづくりの、その下の文章が全て同じ文章になってお  
りますので、概要版ということは存じ上げておりますけれども、もう少し力を入れた文章で  
もよいのではないかと思いました。以上でございます。

(大上議長)

ただいまいろいろなご意見をいただきました。それを踏まえて、今後のマスタープランづ  
くり等々に、県のほうでは反映させていただければと思います。ありがとうございました。

## 調査審議第2号 諏訪都市計画道路の変更及び下諏訪都市計画道路の変更について

(大上議長)

それでは、次の議案に入ります。次の調査審議第2号「諏訪都市計画道路の変更及び下諏  
訪都市計画道路の変更について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課の宮崎でございます。着座にて説明をさせていただきます。よろしく  
お願いいたします。

それでは、「諏訪都市計画道路の変更及び下諏訪都市計画道路の変更」について、説明い  
たします。諏訪都市計画道路の変更及び下諏訪都市計画道路の変更の概要につきましては、  
前回の第206回都市計画審議会において説明させていただいております。時間の都合もあり  
ますので、概要の説明は割愛させていただきます。

前回、第206回都市計画審議会において、直前に開催しました公聴会の実施状況について  
説明させていただきました。本日はその際に公述いただいた意見の要旨及び県の見解をご説  
明いたしますが、その前に若干、これまでの経緯と現在の状況についてご説明させていた  
だきます。

スクリーンをご覧ください。これまで、事業者であります国土交通省が、昨年9月にルー  
ト・構造原案について説明会を開催し、地域ヘルートをお示しし、いただいた意見を踏ま  
える中で、都市計画決定権者である長野県において、国が示した道路位置で都市計画原案と  
しまして、昨年11月16日から25日にかけて、諏訪市で3回、下諏訪町で3回の計6回、都市計

画原案の説明会を開催しました。引き続き、原案の閲覧を11月26日から12月18日に行い、公述される方を募集しましたところ、24名の方から公述の申し出をいただき、12月20日に公聴会を開催しました。説明会や公聴会の中で、都市計画道路の位置や構造について、環境への影響について、その他の懸念や要望など、皆様からご意見をいただいております。いただいたご意見につきまして、事業者や市町とも検討した上で、事業実施段階における検討などが必要ではあるものの、都市計画道路の区域は原案が適当であると考えており、3月4日から4月5日まで環境影響評価準備書と併せて都市計画案の公告・縦覧を行っております。それらにつきましては、4月20日を提出期限としまして意見書の受付を行っており、まとまりましたら審議会でも説明させていただきます。

それでは、公聴会について説明させていただきます。申し訳ありませんが、事前にお配りした資料に公述人の方の住所等が入っていないため、様式を修正しました。お手数をおかけしますが、差し替えをお願いいたします。本日お配りした資料になります。意見の要旨と意見に対する見解については、事前にお配りした資料と変更はございません。昨年12月20日に開催した公聴会で述べられた意見の要旨と県の見解を、都市計画区域ごとにまとめております。諏訪1ページから諏訪3ページが諏訪都市計画道路の公述要旨と県の見解、下諏訪1ページから下諏訪3ページが下諏訪都市計画道路の公述要旨と県の見解となっております。

まず諏訪都市計画道路から説明させていただきます。スクリーンに、おおむねの位置を縮小図に記載したものを映しておりますので、一覧表と一緒に見ていただければと思います。スクリーンの番号と一覧表の番号につきましては、対応している番号になってございます。

諏訪都市計画道路に対しましては、14名の方から公述をいただいております。①、⑤、⑫は、沿道への出入りや利用、あるいは各事業者の営業への影響について、配慮するよう意見が述べられております。県の見解としましては、事業者に対しまして、現地や地域の実情も踏まえ事業実施段階において配慮するよう伝えたいと考えております。

③は、地域分断のないように、周辺的生活道路について、従前の機能を確保するよう意見が述べられております。県の見解としましては、事業者に対しまして、従前の機能確保について事業実施段階において配慮するよう伝えるとともに、環境影響評価準備書の中で記載をしております。

⑥、⑩は、ルートに関して、お寺の湧水や地下水、温泉への影響について意見が述べられております。県の見解としましては、環境への影響を可能な限り回避し、安全性や経済性など総合的に判断し、道路区域を選定しております。湧水や温泉などに関しましては、調査、予測及び評価を行っており、内容について準備書説明会で説明をしております。水に関しましては、後ほど少し説明をさせていただきます。

⑨は、早期の建設促進を望む、騒音や振動の改善に期待するといった意見が述べられております。県の見解としましては、地域の交通ネットワークを考える中で、都市計画道路として必要と考えております。

②、④、⑦、⑧、⑪、⑬、⑭につきましては、諏訪都市計画道路全体に対する意見となっております。そのうち、②につきましては、反対ではないが、予算が多額となり片側1車線でもよいのではないかという意見。④につきましては、渋滞緩和、物流面、災害時の交通機能確保などの面から早期建設を要望するといった意見が述べられました。県の見解としまし

ては、将来の交通予測から片側2車線が必要であり、中央自動車道と連携、分担する当路線は必要であると考えております。

⑦につきましては、岡谷ICから諏訪IC間を無料にする社会実験を行い、交通状況を分析するとともに、人口減少など様々なことを検証してから必要性を考える必要がある、現道や家屋の被害対策が現実的ではないかとの意見が述べられました。県の見解としましては、社会実験の提案に関しましては、事業者へ伝えるとともに、広域的な交通を処理し、広域連携軸の一部である当路線は必要な道路であると考えております。

⑧につきましては、地震による安全性、温泉の水位、地下水への影響について懸念しているという意見が述べられました。県の見解としましては、地震に対する安全性について、実施設計で安全性が確保されるよう事業者へ伝えるとともに、温泉や地下水への影響については、調査、予測及び評価を行っており、内容について準備書説明会で説明をしております。

⑩につきましては、ランドデザインの観点からバイパスの必要性について考える必要がある、二酸化炭素削減の取組について説明してほしい、具体的・簡潔に説明し、住民の民意を吸い上げてほしいといった意見が述べられました。県の見解としましては、都市計画の上位計画である各地域のマスタープランに即している道路である。具体的な二酸化炭素の削減対策については、事業実施段階で検討されるため、事業者へ伝えます。引き続き丁寧な説明に努めまいります。

⑬、⑭につきましては、渋滞解消や安全・安心、観光面からバイパスに期待する、丁寧な説明をしてほしいといった意見が述べられました。県の見解としましては、地域の交通ネットワークを考える中で、都市計画道路として必要と考えており、今後とも必要な措置が講じられるよう、事業者へ指導・助言してまいります。以上が諏訪都市計画道路に対する公述の概要になります。

次に、下諏訪都市計画道路に対する公述の要旨と県の見解について説明させていただきます。同じように、スクリーンにおおむねの位置を総括図に記載したものを映しておりますので、一緒に見ていただければと思います。先ほどと同様に、図の中の丸で囲んだ数字は、公述番号を示しております。

下諏訪都市計画道路に対する公述につきましては、10名の方からいただいております。①は、高木地区へのアクセス道路の整備を望む意見が述べられており、②は、文化遺産や御柱祭へ配慮し、片側1車線での整備を望む意見が述べられております。県の見解としましては、高木地区へのアクセス道路について、要望は承知しておりますが、アクセス道路となり得る既存の主要な幹線道路がないことから、今回は都市計画決定はしないこととしております。また、文化遺産や御柱祭を含めた環境への影響につきましては、調査、予測及び評価を行っており、内容について準備書説明会で説明をしております。車線数につきましては、将来交通量予測から、4車線が必要だと判断しております。

⑤、⑥は、地区へのアクセスは不要であり、コミュニティや地域を分断しないルート・構造を要望されております。県の見解としましては、事業者の計画では、本路線を挟んで行き来のできる構造となっていることから、地域の分断はないと考えております。また、下諏訪町の町内から発生する自動車交通や緊急時の円滑な移動を確保するためには、交通を集約し、適正に処理することができる接続道路は必要と考えております。

⑦は、環境影響評価に対する意見、公共墓地への影響についての意見、あるいは道路の安全性に対する意見が述べられております。県の見解としましては、環境への影響を可能な限り回避・低減できるよう、現地の状況や環境影響評価方法書の段階でいただいた意見を踏まえ、安全性や施工性、経済性等も勘案し、総合的に判断した上で道路の区域が選定されており、道路の位置等は適当であると考えております。また、環境への影響については、調査、予測及び評価を行っており、内容について準備書説明会で説明をしております。

⑨は、下諏訪町の重要な資源であります温泉や地下水への影響についての意見や、諏訪大社が了解しているか疑問といった意見が述べられております。県の見解としましては、温泉や地下水への影響については、調査、予測及び評価を行っており、内容について準備書説明会で説明をしております。また、諏訪大社につきましては、下諏訪町で説明を行っており、要望をいただいておりますので、今後とも町とともに対応を検討してまいります。

③、④、⑧、⑩につきましては、諏訪都市計画道路と同様に、都市計画道路全体に対する意見でございます。地域経済への効果や防止効果、交通機能の確保、地域や観光の活性化、流通の安定など、本道路に対する期待が述べられた一方、危険箇所の回避や騒音・振動への影響についても意見が述べられております。県の見解としましては、環境への影響を可能な限り回避・低減できるよう、現地の状況や環境影響評価方法書の段階でいただいた意見を踏まえ、安全性や施工性、経済性等も勘案し、総合的に判断された上で道路の区域が選定されており、道路の位置等は適当であると考えております。また、環境への影響については、調査、予測及び評価を行っており、内容について準備書説明会で説明をしております。以上が下諏訪都市計画道路に対する公述の概要になります。

次に、冒頭でも説明させていただきましたが、都市計画案と環境影響評価準備書の縦覧を3月4日から4月5日の日程で行っておりまして、準備書の説明会につきましても、諏訪市で2回、下諏訪町で2回開催しております。説明会の中で、事業者である国土交通省から環境影響評価準備書の内容について説明をいただいております。そのうち、説明会や公聴会でも多くの方からご心配をいただいております地下水の影響につきまして、環境影響評価準備書の内容を説明させていただきます。環境影響評価準備書の内容につきましては、県の環境影響評価技術委員会で審議されることとなりますが、本審議会でも、地下水への影響について、若干説明させていただきます。お手元にお配りしました「環境影響評価準備書のあらまし」というパンフレットをお願いいたします。

10ページと11ページに「水象－地下水」の項目について記載がされておまして、概略について説明させていただきます。スクリーンのイメージ図につきましては、既存の資料調査と現地調査結果からの想定であり、実際の現地条件とは異なる可能性があることをあらかじめご了承ください。スクリーンの図と10ページ、11ページを併せてご覧いただきますと、少し分かりやすいかと思えます。

今回、事業者である国で調査を行いました結果、事業実施区域及びその周辺の地下水につきましては、「山地深層地下水」、「山地地下水」、「山裾地下水」の3つに区分されると考えられます。

はじめに、山地深層地下水でございます。スクリーン上、最も深部を流動する紫色の矢印となっております。主な対象としましては、温泉源泉と考えており、特徴としては、霧ヶ

峰地域を涵養源として涵養後に深い深度を流下し、諏訪市及び下諏訪町の市街地の活断層部で湧出すると考えております。また、事業実施区域との関連性につきましては、区域には関連しない地下水であると考えております。

次に、図面上、赤い矢印となっている山地地下水でございます。特徴としましては、山地深層地下水と同様に、霧ヶ峰地域を涵養源として浸透し、高い標高部で湧出するものと、やや深い位置を流動し、事業実施区域付近において一部が湧水として湧出する地下水と考えてございます。事業実施区域との関連性につきましては、基本的に区域に関連しない地下水と考えてございますけれども、一部の湧水につきましては、関連性があると考えております。

次に、図面上、水色の矢印となっている山裾地下水でございます。特徴としましては、河川からの伏流水と比較的近傍の低い標高部に降った雨水を涵養源とし、山裾からの湧水及び表層地下水として存在する地下水と考えてございます。事業実施区域との関連性につきましては、区域に近く、関連性が強い地下水であると考えております。

以上の条件を踏まえまして、各地下水の予測・評価を実施いたしました。あらましの11ページ上段に結果をお示ししております。先日の現地調査の際に資料を送付させていただいておりますが、時間の都合もありますので、結論だけ説明させていただきます。

まず、地下水のうち水道の水源につきましては、山地地下水と考えられ、山裾の深部を流動し、事業実施区域とは関連しない地下水であることから、事業実施による影響はないと考えております。

次に、地下水のうち酒蔵群の水源につきましては、角間川の河川水と温泉源泉が混合された水であると考えられ、角間川については、橋梁構造を計画しており、河川及び河川水への影響はないと考えられること。また、温泉源泉については、事業実施区域よりも深部を流動することから、影響はないと考えております。以上の状況を踏まえ、事業実施により酒蔵群の水源の水位は、ほとんど変化しないと予測しております。

次に、湧水についてでございます。13地点で確認されているうち7か所の湧水につきまして、事業実施区域の山裾側、地下水の下流側に位置することから、湧水の湧水量が変化する可能性があるかと予測されますが、工事前、工事中の地下水の状況観察を行い、最適な施工方法を採用することで、環境負荷の回避・低減が図られるものと考えております。

次に、温泉源泉についてでございます。調査の結果、温泉源泉は活断層に沿って分布しているものが多く、事業実施区域よりも深部の花崗岩類等を熱源として、活断層に沿って亀裂から湧出している山地深層地下水であると考えられることから、事業実施により温泉源泉の水位はほとんど変化しないと予測しております。

このほかにも、大気質、騒音・振動、地形・地質、動物・植物など15項目にわたり調査を実施しており、調査の内容は、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、計画路線が周辺の環境に及ぼす影響について、できる限り回避または低減が図られており、一部の項目においては、環境保全措置をより詳細なものにするため、工事着手前にも調査を実施し、専門家等の指導・助言を得ながら適切な措置を講ずるとしていることから、都市計画決定権者として、問題ないものと考えております。

環境影響評価準備書につきましては、繰り返しになりますが、現在、公告・縦覧を行っており、4月20日までに意見書の受付を行っております。また、準備書の内容につきましては、

長野県知事が意見を述べるために設置しております長野県環境影響評価技術委員会で検討が行われ、内容について意見をお聞きしてまいります。

続きまして、2月1日に実施しました現地調査につきましてご報告いたします。現地調査につきましては、正式な都市計画審議会の開催ということではないため、特に資料は用意してございませんので、口頭にて説明をさせていただきます。

2月1日月曜日に6名の方に参加いただき、午前10時30分から13時に、都市計画道路の位置を現地にてご覧いただきました。昼食を挟みまして、都市計画道路の概要や環境影響評価の状況などを説明させていただいた後、ご参加いただいた委員の皆様から、ご意見やご助言をいただきました。

いただいたご意見やご助言について、簡単にご報告いたします。まず1つ目としまして、道路の必要性については理解できるものの、事業費について、どの程度整理されているかといったご意見でございます。送付させていただいた資料に記載の事業費は、事業者である国土交通省が平成28年の計画段階評価の時点で公表したものであり、より詳細な事業費につきましては、事業者である国土交通省が今後精査するものと回答いたしております。

続きまして、環境影響評価について、事後調査の頻度や今後新たな技術が開発された場合などの対応についてご意見をいただいております。そのほか、高木地区へのアクセスについて、アクセス道路の計画やほかの都市計画道路との接続についてご意見をいただいております。そのほか、諏訪湖サービスエリアについて、事業実施区域から大きく離れているにもかかわらず、なぜ眺望点としているかについてもご意見をいただきました。

ご助言といたしましては、信仰や伝統文化、酒蔵や温泉など、諏訪地域は様々な特殊性があることから、それぞれに対し、十分配慮して手続を進めるよう助言をいただきました。また、地下水や温泉など、水に関する影響が注目されていることから、都市計画決定するまで丁寧に説明することはもちろんのこと、事業中においても丁寧に調査や説明を行っていくよう助言をいただいております。また、説明の仕方として、道路の必要性だけでなく、なぜ変更が必要かを説明したほうがよいとの助言をいただいております。委員の皆様からのご意見やご助言を踏まえまして、今後も手続を進めてまいります。

なお、欠席された委員の方から、現地調査の状況を動画で撮影してもらえないかというようなご要望もいただいておりますが、状況の判別ができないような動画となってしまいまして、お見せすることができません。申し訳ございません。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

次に、先週行いました環境影響評価準備書の説明会について、説明させていただきます。スクリーンのほうをご覧ください。3月17日水曜日の下諏訪町を皮切りに、諏訪市で2回、下諏訪町で2回、説明会を開催しており、合計229名の方に参加していただきました。説明会では、事業者である国土交通省から環境影響評価準備書の内容について説明いただき、都市計画案について、長野県諏訪建設事務所より説明をしております。

諏訪市会場での主な意見につきましては、トンネルの排気、粉じんに関すること、湧水や酒蔵の水に関すること、水の問題で賛成できないといった意見、景観や交通量、軟弱地盤対策、地質調査の結果について説明してほしいといったご要望、トンネル発生土に関するご質問などが出されており、一部を除きその場で回答をしております。

下諏訪町会場での主なご意見につきましては、地区の分断、交通量、車線数に関することや、お墓や個人の井戸にも配慮してほしいといったご要望、調査に関するご意見、バイパスへのアクセスに関するご意見、今回の都市計画変更をする理由、都市計画審議会についてのご質問などが出されまして、その場で回答しております。繰り返しになりますが、現在、縦覧を行っており、4月20日まで意見書の受付を行っておりますので、提出された意見書の内容とそれに対する県の見解につきましては、都市計画審議会でもご説明させていただきます。

次に、今後の予定について説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。左側に都市計画の手続、右側に環境影響評価の手続を示してございます。現在は赤い線のところになります。都市計画案と環境影響評価準備書の縦覧を行っており、意見書の受付を行っております。

今後の環境影響評価の手続としましては、長野県知事が意見を述べるために設置しております長野県環境影響評価技術委員会で、準備書の内容について議論が行われ、環境の立場からの知事意見が提出されます。知事意見や市町村からの意見聴取、住民等からの意見書の内容等を検討した上で、必要により準備書を修正し、環境影響評価書を作成します。評価書を作成した後、国土交通大臣の意見聴取を行い、必要に応じ評価書を修正し、都市計画の案と併せて都市計画審議会へ付議することになりますが、適宜、進捗状況等を都市計画審議会へ報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、前回の都市計画審議会において、高瀬委員さんのほうからトンネルの歩道幅員が2mの根拠は、ということでご質問をいただいております。明確にお答えできなかったため再度説明をさせていただきます。国へも確認しましたところ、長野県において定めております規則、基準がございまして、「県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則」でございすけれども、その中で、歩行者の多い道路については3.5m以上、そのほかの道路については2m以上という基準があります。今回のトンネルの歩道につきましては、多くの歩行者は見込まれないということで2mを採用しております。

以上、諏訪都市計画道路の変更及び下諏訪都市計画道路の変更についての説明とさせていただきます。

(大上議長)

どうもありがとうございました。ただいまの説明について、質疑またはご意見等ございますか。中澤委員さん、どうぞ。

(中澤委員)

ご説明をありがとうございました。直近3月に住民への説明会が行われたというご報告をいただきましたけれども、今、そちらについての内容の意見は、資料のほうで見させていただいたんですが。もともと出されたものというのは、今後公開されるものでしょうか。まずはその点、ご質問申し上げます。

(大上議長)

県のほう、お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

3月の説明会で出された質問等につきましては、その場で回答しております、例えば詳細な議事録ですとか、そういったものは今のところ出す予定にはしていません。

(中澤委員)

分かりました。そのときには、その場でやり取りがなされたということでもよろしいでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。その場で回答させていただきまして、本日、その説明会で出された意見も含めて、意見のある方は意見書を出していただきたいという説明をしております。

(中澤委員)

分かりました。住民の理解というのが非常にちょっと気になっている部分でして、すみませんが、9月半ばに各地域でも説明会が行われたと思うんですが。説明をして、後ほど回答書で回答するというような書面での、説明会はその場であったけれども、回答は書面で行うというようなやり取りの中で、結構コミュニケーションのあり方についてのご不満といえますか、そういったものがちょっと散見される文書をちょっと拝見しております。賛成の、早く早期着工してほしいという方の意見と、やはり不安があるので、そこについて十分な説明がほしいという方の意見が、非常に目につくかと思うんですけども。コロナ禍ではあっても、そのコミュニケーションの取り方によって、この事業の進捗が大きく影響を受けるのではないかなということをちょっと心配しております。

私自身はこれについて、こういう意見をということではないんですけども、ちょっとそのコロナの対応でというようなことではあるんですけども。もう少し具体的な情報を、要は質問に対して、適切な回答といったら難しいんですけども、要は、質問者が質問したいこと、住民の皆さんが聞きたいことというのは、環境もそうですし、御柱の文化についてもそうですし、そういった町をつくってきた人、やってきた人たちにとって、結構、今急なお話に捉えられている方も多いのではないかなという印象を、その回答文等々からちょっと感じております。より丁寧なというか、より具体的な情報提供をしながら、住民理解と計画の展開をしていかなければいけないのではないかなというのをちょっと感じております。国の事業ということで、県の関わりの難しい部分もあるかと思えますけれども、その部分を懸念しているというところ、ご意見申し上げます。以上です。

(大上議長)

はい、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

ありがとうございます。説明会でもそのような情報を丁寧に説明してほしいというようにご意見をいただいております。私どもも、先生おっしゃるように、情報発信ですとかそういったものは大変重要であると思っております。今回も準備書につきましては、お配りもしておりますけど、「あらまし」といったようなパンフレットみたいなものも作成させていただいて、より分かりやすい情報発信に努めていきたいと思っております。今後なんですけれども、事業者である国とか、あと市ですとか、町ともご相談する中で、何か情報発信するような、そんなような方策も考えていきたいということも今思っておるところでございます。

(大上議長)

はい、課長さん、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

ご意見をおっしゃる方が非常にご心配されているというのは、私どもも重々承知しております。先ほど申しました準備書の内容についても、国のほうでご説明を4日間連続でしていただきました最後に、必要であれば役場なり市へ声をかけていただければ、地域にまた説明をさせていただくということでお話もさせていただいております。その都度、疑念を生じられた方には、丁寧に説明を今までもしてきておりますが、まだまだその辺が、地下水とか、そういう水の問題がありますのでご心配だということだと思います。いずれにしても、ご心配はありますが、専門的な見地から環境について設置されております技術委員会のほうで、そのような分析もされてくるかと思っております。いずれにしても、その都度、必要であれば私ども説明するというところで体制を整えておりますので、ご心配はそうだと思いますが、そのように今後とも努めてまいります。

(中澤委員)

ありがとうございます。感情的に、要はありきで話が進んでいるというような印象を持たれたご意見なんかがあったものですから、やはり丁寧に説明するとか、エビデンスに基づいたものであっても、もうちょっと、大変なことではございますが、相手の方がしゃべっていらっしゃるその不安の部分を、やはり一度受け止めた上で解説をしたり、それでどうするかというところも話していくという手順は、非常に重要なのではないかというふうに思いました。これはもうこれで大丈夫ですというふうにご説明をしても、なかなか不安というのは簡単に払拭できないものではないかという点で、コメントだけさせていただきます。以上です。

(大上議長)

共田委員さん、どうぞ。

(共田委員)

先日も下諏訪町のほうで視察させていただいて、前回の議事録も読ませていただいて、いろいろなことを感じさせていただきました。長野県の中で、一番人口密集度が高いのが下諏

訪町で、その次が岡谷市で、その次が諏訪市です。その諏訪湖周に人口密集度が、今長野県で一番高いところで、その中をこの国道20号というものが2車線のまま、そして線路も抱えながら通っている。それによって、いろいろなところに交通渋滞が出てきたり、事故が起きたり、経済的な支障が出て、いろいろな方のご努力で何度も何度もこういう話が起きたのに、実現がなかなか難しかったのが、今回こういう都市計画決定まで来ていると私は認識しています。

いろいろな方の意見があると思うんですが、様々な視点、もっとたくさんの方の視点があると思うんです。上川沿いの河川敷の道路、ここに書かれているんですが、ああいった道路が本来河川の中を通るということ自体異例なことで、20号バイパスができないおかげでそういった状態ができて、あと諏訪湖の反対側の道路が、2車線道路なのに、長野県で一番交通量の多い県道になってしまっているとかいう問題点等もあると思うんです。そういったところをしっかりと明確に伝えることも、一つの方法だとは思っているんですが。課題が、ここに書かれているように、ただの渋滞と交通事故というふうに簡単に片づけると理解も難しいと思うので、もっとこの経緯とこの課題というものを、そしてまたこれができたときの、そういった渋滞の解消とか、ここら辺の具体的な影響というものをもう少し示していただければ分かるのではないかなとは思いました。以上です。

(大上議長)

そのほかございますか。今のお二方のご意見を私なりに集約すると、情報発信を頻繁にやってくださいよということと、情報発信の内容、やり方ですね。それについても丁寧に説明して行ってください、例えばこの情報発信のあり方について、県のほうで今後もしっかりやってくださいということだったと思います。よろしいでしょうか。では、ただいまいただきました意見を、十分これからの方針に反映させていただきたいと思います。

### 調査審議第3号 信州まちなかグリーンインフラ推進計画の策定について

(大上議長)

それでは次に、調査審議第3号「信州まちなかグリーンインフラ推進計画の策定について」を議題といたします。説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 石合都市公園係担当係長)

都市・まちづくり課都市公園係で担当係長をしております、石合貴徳と申します。座って説明をさせていただきます。

それでは、調査審議第3号「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」についてご説明いたします。当課では、まちなかへのグリーンインフラの導入を推進し、持続可能で魅力ある都市の実現を目指すため、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」の策定を進めております。資料にはございませんが、本計画の策定にあたりましては、県の関係課、市町村からは、長野市、松本市、上田市、飯田市それぞれの、次世代を担う若手職員を中心に、検討会議やワークショップを重ねまして、本日配布させていただいております計画案を作成いたし

ました。なお、本計画は、非法定の計画ではございますが、本県の都市計画における最上位の計画であります「長野県都市計画ビジョン」において、「信州版グリーンインフラストラクチャー」を施策概念として位置付けており、これを具現化する計画であることから、本日の都市計画審議会でご意見を伺うものでございます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、目次をお願いいたします。本計画の構成でございますが、「はじめに」では、グリーンインフラを推進する背景を整理し、こんなまちにしたいという「まちなかみどり宣言」を記載しております。また、第1章では、計画の目的や目標、第2章では、グリーンインフラの展開方針、第3章では、計画の実行に向けたアクションプランについて、それぞれ記載をしております。

1ページをお願いいたします。「はじめに」では、グリーンインフラを推進する背景を整理しております。本文中に記載のとおり、まちなかでは都市化の進展によりみどりが減少しておりまして、その推移を下の円グラフでお示ししておりますが、1997年から2016年の約20年間で、まちなかの緑被率、これは地表がみどりで覆われている面積の割合のことになりますが、この緑被率が約17%減少しております。また、中段に3つの観点を記載しておりますが、1つ目としまして、「2050ゼロカーボン」や都市のコンパクト化の実現など、みどりが持つ多様な機能を活用した持続可能なまちづくりが求められていること。2つ目としまして、近年多発する災害から、防災機能を有するみどりの重要性が再認識されていること。3つ目としまして、2019年に開催した「全国都市緑化信州フェア」を契機に高まった都市緑化の意識を継承する必要があることなどを踏まえ、まちなかの都市施設や土地利用にみどりの多様な機能の活用を図る「まちなかグリーンインフラ」を積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。ここでは、本計画の実行により、将来目指すべきまちの姿を「まちなかみどり宣言」として記載しております。スローガンは、「2050年「まち」が「みどり」であふれる」としてありますが、1つ目の「公共インフラが「みどり」で変わる」の3つの宣言は主に行政が、2つ目の「都市空間が「みどり」で色づく」の4つの宣言は行政、地域住民、民間事業者が共同する内容となっております。

続きまして3ページをお願いいたします。先ほどの宣言が達成された、2050年のまちのイメージを描いております。このイメージは、単にまちなかにみどりを増やすということではなく、例えば街路樹や建物の緑化など、複数の取組を連携して効果的に導入することで、まちの魅力、快適性、防災機能など、まちそのものの「質」を向上することを目指しております。

続きまして4ページをお願いいたします。第1章、1.1グリーンインフラとはについてでございます。グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能で魅力ある都市づくりを進める取組です。このグリーンインフラの特徴としましては、ポイント1 水、みどり、土などの自然の機能を活かしたインフラ、ポイント2 環境・経済・社会などの複数の課題解決に役立つインフラ、ポイント3 新たなコミュニティの創出につながるインフラ、であることなどが挙げられます。従来コンクリート等によるグレーインフラとグリーンインフラの違いを表で整理しましたが、両者は対立するものではなく、上手に組み合わせることでそれぞれの利点を活かすことが重要でござ

ざいます。

続きまして、5ページをお願いいたします。1.2本計画の目的でございますが、グリーンインフラをまちづくりの有効な手段として捉え、都市の基盤となる道路や河川、公園などに積極的に取り入れるなど、「まち全体にグリーンインフラを広げること」を目的としております。なお、グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を、様々な課題解決に活用するものであることから、下の図でお示ししているとおり、環境や防災、福祉や観光など、分野横断的な施策として展開することが期待されます。

続きまして、6ページをお願いいたします。1.3本計画の目標と管理・運用についてでございます。ここでは、本計画の目的である「まち全体にグリーンインフラを広げること」を踏まえ、2つの目標と目標のそれぞれに2030年までの達成指標を定めております。1つ目の目標は、「グリーンインフラの浸透」としまして、表に記載の、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、緑の基本計画、これらすべての計画にグリーンインフラを位置付けることを達成指標としております。2つ目の目標は、「グリーンインフラの普及」としまして、まちなかにおけるグリーンインフラの事例を、県内10圏域それぞれで1件以上つくることを達成指標としております。なお、これらの目標と達成指標につきましては、下の図にありますように、PDCAサイクルで管理・運用を図ってまいります。

続きまして、7ページをお願いいたします。第2章、2.1まちなかでの取組の方針～信州スタイル～についてでございます。ここでは、グリーンインフラをまちなかに取り入れる際の展開方針を定めております。方針1 小さな取組からまち全体へ、としまして、本県では、大都市のような緑を意識して配置するような大規模開発は難しいことから、行政、民間事業者、地域住民が共同で小さな取組から実践し、まち全体への展開を図ってまいります。方針2 ひと中心のまち構造へ、としまして、どこでもということではなく、利用の多い歩行者動線を基軸とし、歩行者が中心となるまち構造への転換を意識したグリーンインフラの導入を図ってまいります。方針3 多様な主体が参画するまちづくり、としまして、みどりの創出、活用、保全を行政だけでなく、民間や住民が共同で取組める体制や仕組みの構築を図ってまいります。下の図は展開方針を表したものになりますが、単一ではなく、複数の取組を連携することで、持続可能で魅力ある都市づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、8ページをお願いいたします。ここでは、計画の箸休めとしましてコラムを掲載しておりますが、本計画の作成にあたりましてアドバイザーをお願いしました信州大学の上原先生に寄稿をお願いしております。伊那市上牧区の私有林において、市民との共同による「パブリックフットパス」の設置を実践され、その取組はグリーンインフラ官民連携プラットフォームのグリーンインフラ大賞において優秀賞を受賞されております。後ほどご覧いただけましたら幸いです。

続きまして、11ページをお願いいたします。2.2グリーンインフラの取組モデルについてでございます。今後、行政や民間事業者が、グリーンインフラの導入を検討する際の参考にしていただくため、一般的な都市の共通課題として4つのテーマを設定し、グリーンインフラを展開するための施策、技術手法やその効果について紹介しております。なお、4つのテーマは、若手中心のワークショップで出された課題を基に設定しております。

4つのうち1例を紹介させていただきますが、14ページをお願いいたします。テーマ2は

「既存インフラに付与する緑の都市防災」ということで、グリーンインフラを用いた都市防災のモデルを紹介しております。テーマごとに左右のページを見開きにして、左のページでは、イラストで地域の課題をあげ、その課題に対するグリーンインフラ導入のイメージを写真で紹介しております。右のページでは、課題を解決するためのグリーンインフラの技術手法やその効果などについて記載しております。この技術手法の例について説明させていただきますが、都市防災に対するグリーンインフラとして、透水性舗装を用いて雨水を浸透・貯留することで河川への流出を低減し、治水対策に寄与することができます。また、貯留した水の蒸発散効果によるヒートアイランド対策や、路面温度の低下による歩行者の快適性向上など、防災だけではなく、複数の課題に対応することができます。

続きまして、20ページをお願いいたします。第3章では、計画の実行に向けたアクションプランを定めております。3.1 行動方針と実施項目では、「まちなかグリーンインフラアクションプラン」を定め、3つの行動方針に基づいた実施項目を相互に連携して取組んでいくこととしております。行動方針1 グリーンインフラの導入と効果の周知としましては、グリーンインフラの効果を浸透するため、まずはパンフレット等による周知やモデル事業の実施などを県が積極的に推進し、市町村や民間事業者を牽引して参ります。行動方針2 グリーンインフラの導入環境の整備では、法令等による緑化基準の強化、既存事業の見直しや新たな維持管理体制等について、市町村や民間事業者と共同で検討して参ります。行動方針3 グリーンインフラの導入体制の強化でございますが、市町村や緑化団体など、多様な主体と連携して緑化施策に取り組んで参ります。このアクションプランを実行することにより、まちづくりにグリーンインフラを浸透・普及させ、「持続可能な社会の構築とまちなかの魅力醸成」へつなげたいと考えております。

続きまして、21ページをお願いいたします。3.2 第I期スケジュールでございますが、令和3年度から7年度までの5年間を第I期として、まずは、東信、南信、中信、北信の4地域のなかで、人口規模の大きい長野市、松本市、上田市、飯田市とそれぞれ連携して、実行可能な取組から着手して参ります。具体的には、下のバーチャートでお示しているとおりでありますが、令和3年度は、関係者による協議会の設置、項目①のパンフレットによる周知、項目②の県有施設の緑化検討や若里公園でモデル事業の実施など、できることから、着実に進めて参りたいと考えております。

続きまして、22ページをお願いいたします。3.3 計画推進体制でございますが、グリーンインフラの導入にあたっては、地域単位で多様な主体が参画した「地域プラットフォーム」などの設置が求められることから、下のイメージ図のように、県は信州緑花ネットワークや信州地域デザインセンターなどの中間支援組織を介して、地域の実践的かつ主体的な取組を支えて参りたいと考えております。

続きまして、25ページをお願いいたします。最後になりますが、先に申し上げましたとおり、グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を活用することで、多くの効果を得ることができます。ここでは、本計画の締めくくりとして、グリーンインフラによってもたらされる多くの便益を果実に見立てて記載しております。

計画の説明は以上となりますが、本計画案につきましては、3月18日から4月15日までの間パブリックコメントを実施し、今後、本日の審議会及びパブリックコメントの意見を踏ま

えまして、最終の内部調整を行い、4月下旬に公表する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(大上議長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、質疑、またはご意見等ありましたらお願いします。はい、共田委員さん。

(共田委員)

よろしく申し上げます。この計画なんですけど、この都市計画審議会で見解を述べるのみで終わるのか、それとも最後、議決、決議する話になるのかがちょっと分からないので、こちら教えていただきたいと思っております。

(幹事：都市・まちづくり課 都市公園係 石合担当係長)

説明が不足しております、大変申し訳ございませんでした。この計画は、非法定の計画でございます。よって、議決を経ずに公表をさせていただく予定でございます。

(共田委員)

分かりました。内容についてはそんなに意見はないんですが、先ほどの都市計画マスタープランの市町村のやつもそうだったんですけど、市町村には総合計画があって、その下にマスタープラン付置の市町村が多いと思うんです。この計画もどんな位置づけになっていないか分からないと、この会議の中の論点が大分ずれてしまっている感じが先ほどもしていたものですから、都市計画マスタープランもそうですしこれもそうですし、どんな位置づけであるかというのを、再度説明していただければと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 都市公園係 石合担当係長)

ありがとうございます。この計画でございますが、冒頭、申し上げましたとおり、長野県都市計画ビジョンにおいて、「信州版グリーンインフラストラクチャー」を施策概念として位置づけておりますが、施策概念ということで、考え方を述べているだけでございまして、今回のこの「まちなかグリーンインフラ推進計画」は、実行計画という位置づけになります。しかし、委員おっしゃるように、体系的なものについて、どこかで整理をして記載をさせていただいたほうが分かりやすいと思っておりますので、検討させていただければと思います。

(共田委員)

最後に1点、この計画の中で一つ気になっているのが、グリーンインフラ、確かにいいとは思いますが、現実、まちの中は草ぼうぼうで、本当にこれ、管理のほうを優先されるべきだと思うんです。沿道の植栽もそうだし、公園の管理状態もそうですし、そういったものはここに書かれてないものですから、まずはそっちをしっかりとしないと、両立でもいいんですけど、多分県民の人たちもなかなか理解していただけないんじゃないのかなと思っておりますので、その辺ご検討をよろしく申し上げます。

(幹事：都市・まちづくり課 都市公園係 石合担当係長)

ご意見ありがとうございます。先ほどアクションプランの中で説明が足りなかったということで、大変申し訳ございません。計画の20ページのアクションプラン、行動方針2の実施項目⑤の中で、新たな維持管理体制の構築を検討できればと考えております。これが何なのかということになるんですけども、具体的には、地元なり、その路線の範囲を選定いたしまして、地元でやっていただけるという、そういったところに、まずグリーンインフラというものの導入を検討させていただきまして、その中で維持管理、例えばこういった予算の補助ができるかどうか、そういった新たな体制について検討してまいればと考えてございます。

また、周知の部分につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。行動方針1の実施項目①で、市町村や民間事業者への浸透ということで、やはりこのグリーンインフラそのものが新しい施策概念でございます。まだ、なかなかご理解と申しますか、分かりづらいというところがあると思います。まずは県が率先してグリーンインフラを導入して、その効果等についてパンフレット等でしっかり周知をさせていただいて、ご理解を賜ればと考えております。

(大上議長)

そのほかございましたら、はい、どうぞ、丸田委員さん。

(丸田委員)

丸田です。いろいろと、長野市内、皆さんのイメージ以上にまちなかに緑はないというのは、非常に重要な問題だとは思いますが、方向性として、新しくいろいろやると、今管理の問題が出ましたけれども、今ある長野の緑について、状況の調査とか何が足りないのかとか、そういった視点がないと思います。1ページ目のところで、1997年から2016年の間に緑が16.8%減ったと。ではその中身は何っていったら農地なんですよ。では農地をこれ以上減らないようにどうしたらいいとか。そういうふうに、今あるものを減らさないという観点が全くないように思いました。

これは、都会でやっているグリーンインフラの写しであってはいけないと思います。やっぱり長野県は、では今ある現状のまちなかにどういったものがあって、そういったものをどうやって活用できるかということに加えて、新しいインフラを導入するという視点でやっていただければいいかなと思いました。以上です。

(大上議長)

関委員さん、どうぞ。

(関委員)

お願いします。具体的に2点ほど、私の個人的な提案と捉えていただければ結構です。20ページのアクションプランのところですけども、これ、パンフレットによる周知・普及・啓

発と書いてありますけれども、今県立図書館3階のほうに「信州・学び創造ラボ」と称しまして、リニューアルしたスペースがあります。ここで結構ワークショップをしたり、3Dプリンターを導入したりして、県のこういった自然環境の問題とか「山の日」にちなんだイベントとかやっておりますので、こういうスペースを利用していくというのもいいんじゃないかと思います。

それから、その下の財政支援の件ですけれども、国の交付金、県のほうでも新たな事業制度を検討とあります。確かに国のほうでも社会資本の整備交付金、また民間に対しては、都市再生推進事業制度というのを利用すれば、補助金等、交付金が入ります。でもこの事業というのは、持続、継続していくのには、かなりの資金が必要だと思います。行政だけじゃなくて、民間資金の支援もないと続かないと思います。そこで、民間と言いましても、日本というのは、かなり寄附文化がまだ醸成されてなくて、社会貢献もまだまだなんですけれども、何らかのインセンティブ付与のような形で民間の企業さんの協力を得なければならないと思いますので、その点、何か工夫してやっていただければと思います。以上です。

(大上議長)

そのほかご意見ございましたらお願いいたします。藤井委員さん、どうぞ。

(藤井委員)

ありがとうございます。とても魅力的な計画だと思いました。「まちなか」ってついている、その「まちなか」のイメージがかなりまちなかに見えて、そこが、目標としては全県下のマスタープランとかに位置づけたいということなので、もう少し均一なといいますか、かなり高密度な市街地の中で取り入れるアイデア集みたいに見えるので、もう少し低密なところにもイメージが湧くような内容があると、なお取り入れやすいのかなというふうに思いました。「まちなか」というその定義がもう少し多様なのかなというところで、ご検討いただければと思います。

(大上議長)

よろしいですか、それでは、中澤委員さん、お願いいたします。中澤委員さん、どうぞ。

(中澤委員)

すみません、手元に資料がなかったもので、国土交通省の資料を拝見しながら。同様の内容かと理解しているので、理解の違いがあったら申し訳ありません。「まちなかグリーンインフラ」で信州版ということなんですけれども。まちの中の、例えば雨水をどういうふうに浸透させていくのかをグリーンインフラで使うとか、景観の形成とかってところの効果はある一定あるかなというふうに思いながら伺ったんですが。やはり信州の中では、郊外の管理できていない、例えば棚田なども、防災という観点でいきますと、そういうグリーンインフラがまさに中山間地で維持されているので、洪水とかそういうものが抑えられるというような部分もあるかと思っておりますので。例えば、そのまちの中でやる活動、こういう活動も、まちの中でとどまるのではなくて、郊外のほうにまた誘われて、そこでも活動して、またまち

に戻っていくような、そういう回遊的な流れをつくっていくのが、信州型としては非常に重要な視点ではないかなというふうに思います。意見まで、以上でございます。

(大上議長)

そのほかございましたら。よろしいですかね。今、本当にいくつかの貴重なご意見、出てきたと思います。そのところはよく斟酌して、考慮して、今後の行政に反映させていただきたいと思います。

以上、これで本日予定していた議事は終了しますが、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。中澤委員さん、よろしいですか。それでは、以上で議事は全て終了といたします。ご協力、どうもありがとうございました。

### 3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたりまして、慎重審議いただき、どうもありがとうございました。委員の皆様には、任期を1期2年として委嘱させていただいております。本日の審議会は、今任期最後の審議会となります。今期に会長を務めていただきました大上会長から、ごあいさつをいただければと思います。

(大上会長)

本日は、本当に長時間、4時間ですよ、どうもお疲れさまでした。とてもどうもありがとうございました。我々委員の任期2年で、今日がその任期最後の審議会ということになりました。都市計画審議会、それぞれの分野で、専門家、エキスパートの皆様方から、いろいろなご意見、貴重なご意見を頂戴いたしまして、何とかこの2年間、無事やってこられたことと思います。まずもって、それに対しまして感謝申し上げます。

これからですけれども、引き続き委員をやっていただける方は、よろしくお願ひしますということとともに、本日をもって委員を終わりになる方におかれましても、それぞれの分野、本当に専門家でございますので、これから、今後も長野県の都市計画のあり方について温かい目で、厳しい意見も、それも含むんですが、温かい目で長野県のこれからの都市計画について見守っていただければというふうに思います。これまでのご協力、どうもありがとうございました。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

大上会長、どうもありがとうございました。

それでは、おわりに高倉都市・まちづくり課長からあいさつを申し上げます。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

本来であれば、建設部長の田下部長がこちらに来てごあいさつ申し上げるところなんですが、19号の信州新町で路面が低下しているということで、国がやられる事業なんですけれど

も、県としても代替の交通をどのように確保するかということがありまして、急遽来られなくなりましたので、代わりに私のほうでごあいさつ申し上げます。

本日は、長時間、本当に今までにない長い時間、ご審議いただきました。誠にありがとうございました。委員の皆様には、この2年間で7回、計10件のご審議をいただきました。中でも、本日の区域区分に関する変更や都市計画道路の見直しに関するもの、社会的に要請の高い課題に対し、それぞれの専門的なお立場からご審議をいただくとともに、数々の貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、大上会長におかれましては、円滑な議事進行や意見の集約にもご尽力をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

もう言い尽くされているんですが、近年は人口減少や少子高齢化の進展に加え、激甚化する災害への対応など、まちづくりを取り巻く課題は複雑化しています。今日も、久米さんから危機感がないねと言われて、そうだなというか、一所懸命努めているんですが、やはり土地利用というのは、かなり個人的なものを制限する部分がありまして、本当は、気持ちはすごくあって、どこでも線引きしたい気持ちもあるんですけども、なかなかそういう合意形成にはかなり時間がかかるという中で、カンフル剤的にいろいろと事業を進めてきた経緯がございます。

ただ、区域マスタープランでも、法定ではございますが、書けるところは書けますので、しっかりと県としての危機的な今の状況ですね、そういう部分もしっかりその中に反映させていただきまして、今日ご審議いただきましたグリーンインフラについても、都市計画として何で必要かというところが、やはり分かりにくい状況だったのかと思いますが、2050のゼロカーボンの実現に向けて、このような新たな視点でも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。いずれにしましても、今後、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、委員の皆様の今後ますますのご活躍をご祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが、御礼のあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

#### 4 閉 会

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして、第207回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。